

4 川総コ第 1 2 0 号

令和 5 年 1 月 1 7 日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

令和 3 年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された  
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項の規定により、令和 4 年 2 月 1 日付けで包括外部監査人 谷川 淳氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

## **令和３年度包括外部監査結果に対する措置状況**

### **【監査テーマ】**

#### **港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行について**

### **I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料**

#### **【指摘 1】荷さばき地の一般利用に関する事前申請の徹底について**

##### **〔指摘の要旨〕**

川崎市港湾施設条例では、荷さばき地を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと定めている。

荷さばき地利用許可申請書・完了届（一般分）の簿冊を閲覧したところ、大半の荷さばき地の一般利用に関する使用許可申請書は使用予定開始日以前に提出されていたが、使用予定開始日より後に使用許可申請書を提出する、事後使用許可申請の案件が散見された。なお、この事後使用許可申請は、一部の利用者に偏って頻発している傾向があった。

使用開始後の使用許可申請は条例等の違反に該当することから、荷さばき地の一般利用において、使用開始前に使用許可申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

なお、今回の包括外部監査を受け、市は令和３年 11 月に、事業者に対し、事後申請は条例違反となる旨の文書を発出するとともに、事後申請の頻度の高い事業者に対しては、直接指導を行っている。

##### **〔措置の内容〕**

令和４年２月 21 日に、川崎港運協会及び一般荷さばき地・上屋の利用事業者に対して文書を発出し（「一般荷さばき地及び上屋の適正な利用許可申請について」）、「事後申請」は川崎市港湾施設条例の規定に違反することを明示したうえで、一般荷さばき地及び上屋の利用申請を事前に行うことや、利用が 90 日を超える場合の申請においても事前に行うことを指導しました。その際、留意すべき点なども示しました。通知の発出後も、改善の見られない事業者に対しては、個別の指導を行っており、申請書の備考欄に指導事実を記載し、経過が分かるような対応を行っております（令和３年 11 月、令和４年２月の２回通知）。

### **I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料**

#### **【指摘 2】荷さばき地の一般利用に関する継続利用の事前申請の徹底について**

##### **〔指摘の要旨〕**

荷さばき地の一般利用の利用許可の期間は 90 日以内であるが、期間満了前に継続利用の申請を行い、許可を得ることで、利用期間を延長することができる（川崎市港湾施設条例及び同施行規則）。しかし、荷さばき地利用許可申請書・完了届（一般分）の簿冊を閲覧したところ、利用者による継続利用の申請が利用期間満了日の後に行われている案件が散見された。

荷さばき地使用許可申請書は運用上、1 カ月ごとに提出することになっており、利用期間満了日が近くなると利用者に荷さばき地使用許可申請書の余白に「6 月 28 日で 90 日となります。次回継続時は利用延長・届出をつけて下さい。」と記載してある案件があった。このように市が注意喚起したにもかかわらず、その利用者からの継続利用申請は令和 2 年 6 月 30 日と利用期間 90 日を超過した日であった。市は満了前に継続利用の申請を行うように指導しているが、利用者からの正式な書面による申請が期間満了日よりも後になっている案件が発生している状況である。継続利用の申請は概ね利用期間満了前に行われているが、継続利用の申請遅延は一部の利用者において、発生している傾向があった。

継続利用の申請遅延は条例等の違反に該当することから、荷さばき地の一般利用において、利用期間満了後継続して利用する者に対して、期間満了前に継続利用の申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 4 年 2 月 21 日に、川崎港運協会及び一般荷さばき地・上屋の利用事業者に対して文書を発出し（「一般荷さばき地及び上屋の適正な利用許可申請について」）、「事後申請」は川崎市港湾施設条例の規定に違反することを明示したうえで、一般荷さばき地及び上屋の利用申請を事前に行うことや、利用が 90 日を超える場合の申請においても事前に行うことを指導しました。その際、留意すべき点なども示しました。通知の発出後、個別に指導すべきような事案は生じておりませんが、今後も動向を見極め、改善の見られない事業者に対しては、個別の指導も検討していきます。

## I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料

### 【指摘 3】上屋利用に関する事前申請の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

川崎市港湾施設条例では、上屋を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと定めている。

上屋使用許可申請書・完了届の簿冊を閲覧したところ、大半の使用許可申請書は使用予定開始日以前に提出されていたが、使用予定開始日よりも後に使用許可申請書を提出する事後使用許可申請の案件が散見された。この事後使用許可申請は、一部の利用者に偏って頻発している傾向があり、これらの利用者に対して、上屋の使用開始前の申請を徹底する必要がある。

使用開始後の使用許可申請は条例等の違反に該当することから、上屋の使用において、使用開始前に使用許可申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 4 年 2 月 21 日に、川崎港運協会及び一般荷さばき地・上屋の利用事業者に対して文書を発出し（「一般荷さばき地及び上屋の適正な利用許可申請について」）、「事後申請」は川崎市港湾施設条例の規定に違反することを明示したうえで、一般荷さばき地及び上屋の利用申請を事前に行うことや、利用が 90 日を超える場合の申請においても事前に行うことを指導しました。その際、留意すべき点なども示しました。通知の発出後も、改善の見られない事業者に対しては、個別の指導を行っており、申請

書の備考欄に指導事実を記載し、経過が分かるような対応を行っております。(令和 3 年 11 月、令和 4 年 2 月の 2 回通知)

## **I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料**

### **【指摘 4】上屋利用に関する継続利用の事前申請の徹底について**

#### **〔指摘の要旨〕**

上屋の一般利用に関する利用期間は 90 日以内と川崎市港湾施設条例及び同施行規則で定められている。しかし、上屋使用許可申請・完了届の簿冊を閲覧したところ、利用者による継続利用の申請が利用期間満了日の後に行われている案件が散見された。

具体的な例として、上屋利用の初回開始日が令和 2 年 2 月 17 日であり、利用期間満了日が令和 2 年 5 月 16 日の上屋の一般利用について、継続利用の申請が令和 2 年 5 月 29 日と利用期間満了日後に行われている案件があった。この案件の上屋利用による作業完了年月日は令和 2 年 5 月 21 日であり、継続利用の申請は上屋利用の全部が完了後に行われていた。

市は期間満了日が近くなると利用者とその旨を伝え、期間満了前に継続利用の申請を行うように指導しているが、利用者からの正式な書面による申請が期間満了日よりも後になっている案件が発生している状況である。継続利用の申請は概ね利用期間満了前に行われているが、継続利用の申請遅延は一部の利用者において、発生している傾向があった。

継続利用の申請遅延は条例等の違反に該当することから、上屋の一般利用において、利用期間満了後継続して利用する者に対して、期間満了前に継続利用の申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

令和 4 年 2 月 21 日に、川崎港運協会及び一般荷さばき地・上屋の利用事業者に対して文書を発出し(「一般荷さばき地及び上屋の適正な利用許可申請について」)、「事後申請」は川崎市港湾施設条例の規定に違反することを明示したうえで、一般荷さばき地及び上屋の利用申請を事前に行うことや、利用が 90 日を超える場合の申請においても事前に行うことを指導しました。その際、留意すべき点なども示しました。通知の発出後、個別に指導すべきような事案は生じておりませんが、今後も動向を見極め、改善の見られない事業者に対しては、個別の指導も検討していきます。

## **I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料**

### **【指摘 5】千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書提出の証跡について**

#### **〔指摘の要旨〕**

千鳥町の荷さばき地や上屋の使用料について、新たな貨物を誘致することを目的として、使用料減額を要綱で定めており、使用料の減額を受けようとする者は「千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書」を提出することが必要である。その使用料減額に関して、令和 2 年度の 1 級上屋使用料の減額申請書の提出の有無をめぐり、市と利用者の間で齟齬が生じた案件が発生していた。

具体的に、利用者は減額申請書を令和 2 年 4 月 3 日に提出したとのことであったが、

市では受領の記録がなかった。新型コロナウイルス感染症対策でお互い分散出勤体制を取っていたこともあり、お互いに利用者から市への申請の FAX、受理した記録である市から利用者への受領押印後の返信 FAX の送受信履歴の確認をその時点で行うことはなく、証跡を発見できなかったものである。今後は、減免申請で受領押印後の返信 FAX のないものは連絡してもらえるように伝達したとのことであった。

このような減額申請書の提出の有無に関する齟齬が生じた案件が発生した要因は、FAX による紙での申請、その申請を受理した受領押印後の返信 FAX も紙で保管していることによって、紛失等により証跡が残らなくなることが挙げられる。使用許可申請も全て FAX で行われているが、FAX の送受信履歴の確認にも時間を要することも考えられる。

したがって、今後は取り急ぎ、電子メールでの申請に移行したうえで、使用許可申請も含めて港湾情報システムでの電子申請等を行うように促し、明確に証跡が残る形にする必要がある。

#### 〔措置の内容〕

「川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱」は、令和 4 年 3 月 31 日で有効期限を迎えましたが、検討の結果、令和 4 年 9 月 30 日まで延長することといたしました。有効期間が半年しかないことや、上屋については、令和 4 年 4 月時点で減額申請の対象者が 1 社しかいないことも踏まえ、別途、要綱の一部を改正した内容の説明と併せて、減額申請送付時には電話確認を行うよう令和 4 年 5 月に依頼しました。なお、港湾情報システムによる減免申請の提出は、事業者がもともとの施設使用申請を電子申請にて行っていることが前提条件となります。現状、当該事業者が電子申請を行っていないことから、当面、電子メールによる申請受付を原則とすることで、証跡が残る形で対応することにしました。

## I 港湾局 I-2 歳出 3. 港湾統計・情報システム運営事業

### 【指摘 6】港湾情報システム運用管理業務委託の再委託申請書の不備について

#### 〔指摘の要旨〕

港湾情報システム運用管理業務委託は、港湾局が所管している港湾情報システムを、専門的な知識と経験を兼ね備えたシステム管理運用要員が、システムの軽易な改造、データ修正作業、危機管理及びシステム利用職員への操作指導（ヘルプデスク機能）などを行うことにより、港湾局における業務の適切な執行を効果的に支援するとともに、当該システムの安定稼働を図ること並びに効率的な運用管理・保守業務を行うことを目的としたものである。

令和 2 年 4 月 1 日に特命随意契約により三井 E & S システム技研株式会社と契約金額 17,270,000 円で委託契約を締結している。同社は、港湾情報システムの開発業者である。

本委託において受託者は、一部業務を株式会社エスアイエスに再委託したいとして、令和 2 年 5 月 1 日付で市に再委託承認申請書を提出しており、市は同日付で再委託することを承諾している。

本委託の仕様書は再委託について下記の内容を規定している。

(仕様書より抜粋)

#### (6) 再委託の禁止

受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。業務の一部（主要な部分は除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

この規定に従い受注者は、市に再委託承認申請書を提出しているが、この申請書には再委託に関する契約金額が記載されていない。そのため市は、仕様書の要件を満たしていない申請書を承諾していることになる。また、市は別途、再委託に関する契約金額を受注者から聞き取っておらず、再委託金額を把握していない状況で再委託を承諾していたことになる。

受注者が再委託申請にあたり、同金額について記載しないで提出できないかどうか市に確認したところ、業務の主要な部分ではないこと、再委託の業務範囲が明らかことから、市は、受注者の意向を認めたとのことである。しかしながら、このような対応は適切とはいえない。

市においては、仕様書に従い、再委託承認申請書に再委託に関する契約金額を記載するよう、受注者に要請する必要がある。

なお、今回の包括外部監査により市は、受注者に再委託金額を記載した申請書の提出を要請し、これを受領している。

#### 〔措置の内容〕

受注者である三井E & Sシステム技研株式会社に再委託金額の記載のある令和2年度及び3年度の再委託申請書の提出を要請し、令和3年10月に同書を受領し、再委託金額の確認を行いました。

## I 港湾局 I-2 歳出 4. 港湾振興事業

### 【指摘7】人件費に対する補助の見直しについて

#### 〔指摘の要旨〕

公益社団法人川崎港振興協会補助金（以下、「振興協会補助金」という。）は、川崎港の振興発展に向けた諸事業に関係諸団体と連携協力して取り組むとともに、市民に開かれた港づくりを推進することにより川崎港の振興発展を図り、もって地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする公益社団法人川崎港振興協会（以下、「振興協会」という。）に対する補助金である。令和2年度は31,305千円の補助金を交付している。

振興協会補助金については公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）が定められている。交付要綱は、表16に記載した事業及びその事業の運営管理事業を補助金の交付の対象と定めている。

なお、表16に該当する事業であっても、収益事業、共益事業、指定管理事業（指定管理事業に係る自主事業を含む。）及び受託事業に該当するものは補助金の交付対象

外としている。

なお、振興協会は、振興協会の事業に賛同する個人または団体であって、法人の会員となった者をもって構成されている。上記の共益事業は、会員を対象とした研修会、講演会の開催及び機関誌の発刊を行うものである。

表 17 は、交付要綱に定める補助金の対象経費を示したものである。表 16 に記載した補助事業等に要する経費のうち、表 17 に記載している経費が振興協会補助金の対象となる。

表 18 は、振興協会が市に提出している補助事業等実績報告書に記載されている補助対象事業精算表（以下、「精算表」という。）、表 19 は、精算表に記載されている事業費の内訳を示したものである。また、表 20 は、振興協会が作成している令和 2 年度補助事業報告書より補助事業の項目を抜き出したものである。

表 18 より、振興協会補助金の対象経費は、役員及び職員に係る人件費が大部分を占めており、表 19 より、人件費以外の事業費が発生している事業は初入港船歓迎記念品などに限られていることがわかる。

振興協会は補助対象事業に従事する職員を区分している。補助事業等実績報告書に補助対象事業に従事する職員の各人別の補助金充当額が記載されており、表 18 で振興協会補助金の対象となっている職員の人件費は補助対象事業に充当されていることは把握できる。

このことから、補助対象事業に従事する職員の人件費の補助割合は 100%となっているが、補助対象事業のなかに、市が振興協会と委託契約を締結しているものが含まれている。

表 20 に記載した補助対象事業のうち、「7（6）東扇島防災浮桟橋利用協議会の事務局」は、市と東扇島防災浮桟橋における平常時利用の実証実験実施業務委託契約（以下、「実証実験委託契約」という。）を締結している。実証実験委託契約の委託料の設計価格の内訳は表 21 のとおりである。また、東扇島防災浮桟橋における平常時利用の実証実験実施業務委託契約仕様書（以下、「仕様書」という。）で示されている実証実験委託業務の内容は表 22 のとおりである。

表 22 より、「東扇島防災浮桟橋利用協議会の事務局」業務は実証実験委託契約における委託業務の一つであり、表 21 より実証実験委託契約の委託料には人件費が含まれている。このことにより、「東扇島防災浮桟橋利用協議会の事務局」業務に係る人件費は、振興協会補助金と実証実験委託契約委託料の両方から充当されていることになる。

したがって、振興協会補助金と実証実験委託契約委託料との区分を明確にするなど、人件費に対する振興協会補助金を見直す必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 3 年 4 月 1 日に「公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱」を改正し、補助対象事業から受託事業を除くことを明記するとともに、令和 3 年度の補助金等交付申請書では「東扇島防災浮桟橋利用協議会の事務局」に係る業務を除いています。

今後、補助対象事業と他の受託事業の人件費が重複する事案が発生しないよう、補助金等交付申請書及び補助事業実績報告書の提出時に川崎港振興協会における当該年

度の受託事業に関する資料の提出を求めるなどして、重複がないことを確認します。  
また、令和 4 年 12 月に当該資料の提出を求める根拠規定を「公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱」に追加する改正を行いました。

なお、補助額については、予算の範囲内での交付となっており、申請額と補助額に差があることから、実質的に二重払いは生じていません。

## **I 港湾局 I-2 歳出 4. 港湾振興事業**

### **【指摘 8】役員人件費に対する補助の取扱いの明確化について**

#### **〔指摘の要旨〕**

振興協会補助金が補助の対象としている人件費には役員の人件費が含まれている。

役員の人件費については、役員報酬支給額及びその他の人件費全額ではなく、按分をした額を補助対象としている。

役員は、補助対象事業を担当すると決められていたとしても、法人の運営全般に責任を負うものであるから、その人件費全額を補助対象とすることは適切ではなく、補助対象を一定割合にとどめておく必要がある。

しかし、役員人件費に対する補助について、補助割合もしくは補助対象額の算定方法が交付要綱に定められていない。現状では振興協会が計算した金額を補助対象としているが、補助割合もしくは補助対象額の算定方法を交付要綱に明記し、その取扱いを明確化しておく必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

振興協会補助金が補助の対象としている人件費には川崎港振興協会全体の事業を総括する役員と事務局長の人件費が含まれており、現状、当該人件費については、川崎港振興協会の事業全体の中の補助対象事業の割合で按分をした額を補助対象としています。

現在の運用を担保するために、令和 4 年 12 月に川崎港振興協会全体の業務を統括している役員等の人件費の算定方法を「公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱」に明記する改正を行いました。

## **I 港湾局 I-2 歳出 9. 港湾振興会館管理運営事業**

### **【指摘 9】補助事業と指定管理事業の区分の明確化について**

#### **〔指摘の要旨〕**

指定管理者である公益社団法人川崎港振興協会（以下、「振興協会」という。）は昭和 62 年 6 月に川崎港振興協会として設立され、その後平成 3 年 12 月に社団法人化、更には、平成 24 年 4 月に神奈川県知事より公益法人として認定された法人である。設立趣意書によれば、「今日、実に工業港湾から総合港湾へと衣替えを行わんとする時に当り、川崎港振興という共通の目的に向かって、会員相互の連絡と親睦を図るべく推進機関として本協会を設立せんとするものであります。」とされ、その沿革からも、設立時から川崎港の振興発展に寄与してきたことがわかる。

市では、振興協会の実施事業に対して補助金を支給している。補助金の支給は公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づいて



行われ、交付要綱には補助事業や交付目的について規定されている。

また、指定管理業務の基本仕様書及び川崎市港湾振興会館条例には指定管理業務の範囲について記載されている。

補助金の交付要綱では、指定管理事業は補助金交付事業から除くとされているが、補助事業と指定管理事業には多くの共通事業がある。特に、市民が港に親しむための行事を開催することや港湾及び海事についての知識の普及を図ることについては、共通の事業と思われる。

この点について市は、補助対象事業と指定管理事業は明確に区分しているとのことであるが、令和2年度の、指定管理者の事業報告である「川崎市港湾振興会館及び東扇島中央公園指定管理報告書」と補助事業の事業報告である「補助事業報告書」を比較すると共通点が見られる。

補助金の交付要綱第2条で指定管理事業は補助対象から除くとされているが、補助事業と指定管理事業の区別がなされていないように見受けられる。市によると、補助事業と指定管理事業の役割は分担されており、適切に区分されているとのことであるが、表28の記載内容からは、違いが明確ではない。

また、公益法人である指定管理者が公表する正味財産増減計算書内訳表には、公益事業として「市民と港を結ぶ事業」としての増減が計算されており、その経常増減の部には経常収益として「指定管理事業収入」(179,352千円)と「補助金収入」(13,257千円)が計上されている。すなわち、指定管理者においても、指定管理事業と補助事業は1つの「市民と港を結ぶ事業」とする公益事業として認識し事業を行っていることがわかる。

市は、指定管理事業に補助金が充当されているといった疑念を招くことがないように、補助事業報告書及び指定管理報告書において、補助事業と指定管理事業の役割を踏まえた記載を指導するとともに、補助事業と指定管理事業の区分を明確にする必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指定管理事業に補助金が充当されているといった疑念を招くことがないように、補助金交付所管課と指定管理者所管課が連携して、当該団体における補助事業と指定管理事業の区分について再確認を行い、令和3年度以降の補助事業報告書及び指定管理報告書における記載について、それぞれの役割を踏まえたものとなるよう指導し、その後提出された令和3年度補助事業報告書及び指定管理報告書について、指導した内容が反映されたものとなっていることを確認しました。

## I 港湾局 I-2 歳出 9. 港湾振興会館管理運営事業

### 【指摘10】備品管理方法の改善検討について

#### 〔指摘の要旨〕

指定管理施設には、建物内にある会議室、展望台、体育館のほか、屋外にあるテニスコート、ビーチバレーコート等があり施設運営用の多数の物品が使用されている。物品には市所有物品と指定管理者の物品があり、指定管理者の物品は指定管理者が自ら所有する備品を使用する場合と指定管理料等により購入する備品に分けられる。

監査の実施にあたって、市所有物品の台帳を入手し、13 件の備品についてその実在性や管理状況を確認したところ、以下の問題点が発見された。

- ① 屋外にある倉庫やビーチバレーネット等や体育館のバスケットゴールについては物品シールの貼付が行われていなかった。
- ② スモークキングスタンドが 9 個あるが、2 個だけ使用されており他の 7 個は倉庫の奥に保管され、今後の利用見込みも乏しい。
- ③ 自動券売機が 2 台保管されていたが、共に現在は使用しておらず、倉庫の奥に保管されている。

指定管理業務の基本仕様書では、市所有物品については、数量・価格・使用場所・使用状況等を把握し、台帳等によりこれを適正に管理しなければならないとされている。

①については、台帳等の記載はあるものの、物品シールがないので台帳と現物の一致を確認することはできない。外で使用されている物品やシールが剥がれやすい物品については、シールの貼付場所や物品の写真を撮る等を行い、台帳とは別の一覧表で管理する等の対応が考えられる。

また、基本仕様書には、使用されなくなった物品や、機能的に価値がなくなった物品についての取扱いは記載されていないが、②や③については使用見込がないものであるため、施設内の保管場所を有効に清潔に利用するためには処分が望ましい。市の廃棄手続に従い、早期の対応が望まれる。

また、指定管理者の物品について、一覧表を入手して閲覧した。基本仕様書には、指定管理料等により購入した物品については、概ね 1 個・式あたり 2 万円以上のものが管理対象とされているが、2 万円未満の備品が多数計上されていた。管理コストの削減の観点からは、2 万円未満の物品については管理対象から外すなどの対応が考えられる。

以上のことから、市は指定管理者と協議を行い、備品管理方法について改善検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指定管理者に対し、市所有品については台帳と備品の確認を進めるとともに、今後の使用が見込めない物品がある場合はその旨を申し出るよう指導しました。

また、指定管理者が購入した物品については、「購入備品管理簿」に搭載されている 2 万円以下物品を除外するよう指導し、改善を確認しました。

## I 港湾局 I-2 歳出 12. 川崎港海底トンネル維持管理事業

### 【指摘 11】委託業務の履行管理の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

本事業で実施されている委託事業の中に「海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託」（以下、「本委託業務」という。）がある。

本委託業務は契約期間内に業務が履行されていないことが確認されたため、令和 3

年 5 月 になり契約を解除するに至った。なお、最終的には、契約金額の 10 分の 1 に相当する損害賠償金を受託者が市に納付している。

業務が不履行となった原因は、受託者側の失念ということが大きいですが、本委託業務の仕様書には、下記のとおり受託者と市は連絡を取り合いながら業務を実施していくことが明記されている。

他方、市は契約期間終了間際の令和 3 年 3 月 16 日になって、受託者に業務の履行状況を確認しており、そこで初めて業務の不履行を知ることとなった。

これについては、トンネル監視テレビ等の設備にかかるリニューアル工事が並行して実施されていたことから、市の担当者が気づくのが遅れたためであるが、市がもう少し早く業務の状況を確認していれば、このような事態にならなかったことは明白である。

今後、委託業務については、連絡を定期的にするように受託者に対して指導するとともに、市においても時間的に余裕をもって業務の管理を行うなどして、委託業務の履行管理を徹底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

委託業務の履行管理については、令和 3 年 5 月から委託業務進捗状況確認表を新たに作成し、課内に掲示及び確認チェックを行うと共に、毎月実施する「設備課管理者会議」にて、業務執行スケジュールの進捗状況を詳細に報告を行っています。また、業務契約時には、必ず担当及び担当係長を同席させ受託者と業務内容の確認のほか実施スケジュールに関し打合せを行うなど業務履行管理の強化を図りました。

今後も、受託者との打合せや毎月の進捗状況確認を行いながら、業務の失念・見落としなどの防止対策に努め、履行管理の徹底に努めてまいります。

## I 港湾局 I-3 財務分析 1. 財政収支状況報告

### 【指摘 12】集計範囲の誤りについて

#### 〔指摘の要旨〕

市は、財政収支状況報告を作成するにあたり、エクセルファイルを用いて発生した費用の集計や按分などの計算作業を行っている。当該エクセルファイルにおける計算作業について、その使用状況を確認したところ、SUM 関数の使用において、集計範囲を誤っている項目が発見された。

当該項目に関しては、令和元年度において、セルの数値が 0 であることなどから集計した結果に影響を与えないため、財政収支状況報告への影響はない。しかし、今後 0 以外の数値が入力された場合には、SUM 関数によって誤って算定された結果が財政収支状況報告に影響するため、SUM 関数の集計する範囲について修正する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

財政収支状況報告の作成に当たり使用しているエクセルファイルについては、指摘に従い、SUM 関数の集計する範囲を修正しました。

## **令和３年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況**

### **I 港湾局 I-1 歳入 1. ふ頭用地使用料**

#### **【意見１】使用料・手数料の見直しについて**

##### **〔意見の要旨〕**

市は施設・サービスを利用する者としいない者との負担の公平性・公正性を確保する観点から平成 26 年 7 月に「使用料・手数料の設定基準」を策定し、同基準の考え方に基づき、平成 29 年 4 月に全庁的な使用料・手数料の見直しを実施した。上記基準においては、概ね 4 年ごとに原価計算に基づき使用料・手数料の見直しを行うこととしており、次の見直しは、令和 3 年 4 月に実施予定としていた。港湾局は全庁的な使用料・手数料の見直しの対象外であったが、全庁的な見直しと合わせて、より適切な使用料の設定のための見直しを図る予定であった。

しかし、市財政局では令和 2 年 7 月に新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済状況の変化による市民生活への影響を踏まえ、令和 3 年 4 月に予定していた使用料・手数料の見直しを延期することとし、令和 3 年 10 月現在でも、この状況下における市民生活への影響を踏まえ、使用料・手数料の見直しの延期は継続している。全庁的な使用料・手数料の見直しの延期により、平成 29 年度包括外部監査の意見に対する措置として予定していた港湾局の使用料・手数料の見直しも延期している。

港湾局の使用料・手数料の設定方針は、長期間、更新が行われておらず、2 級荷さばき地使用料（一般利用）にいたっては平成 4 年 4 月改定時から更新されていなかった。

港湾局の使用料について、令和元年度のコスト算定項目と収入項目を並べ、公費負担額及び受益者負担率を算定した結果をまとめた一覧表では、現状の使用料収入よりもコストが上回る施設は 14 件中 11 件であった。受益者負担率が 50%未満の施設も、船舶給水設備 1.9%、船客待合所 8.7%、駐車施設 11.0%、港湾環境整備施設 14.0%、係船岸壁・栈橋・物揚場 29.4%、荷役機械（ガントリークレーン・トランスファークレーン）46.6%と 6 施設あった。

このように、港湾施設に係る使用料・手数料について、長期間、見直しがなされておらず、現在の受益者負担率が著しく低い施設もあることから、より適切な使用料・手数料の設定のための見直しを図る必要がある。

なお、使用料・手数料の設定のための見直しでは、「使用料・手数料の設定基準」に示された「標準的な受益者負担の考え方」にある公共関与の必要性や収益性は、施設全体の性質、法や条例に規定された施設の設置目的に沿って判断することを基本とするため、港湾施設の性質や設置目的を踏まえ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮することも必要である。

##### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他

港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

このうち準拠料金については、ふ頭用地使用料（道路占用料に準拠するもの）は、令和 2 年 12 月議会に議案提出及び令和 3 年 4 月の改定を行っており、また、港湾環境整備施設のうち都市公園条例に準拠するものは、今回の全庁的な見直しに伴い、都市公園条例と同時期に議案を提出し、令和 5 年 4 月から改定した料金となります。

## **I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料**

### **【意見 2】使用料の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

荷さばき地使用料の受益者負担割合は 51.9%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、2 級荷さばき地使用料（一般利用）については平成 4 年 4 月、1 級荷さばき地使用料（一般利用・専用利用）・2 級荷さばき地使用料（専用利用）については平成 8 年 4 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

## **I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料**

### **【意見 3】港湾情報システムによる電子申請の促進について**

#### **〔意見の要旨〕**

市の港湾情報システムは、港湾局における各種施設の利用実績等を管理するほか、利用料等を自動計算し徴収事務までを一括で処理できるよう職員の業務支援を目的とした電算処理システムである。

この港湾情報システムでは、荷さばき地使用許可申請についても、電子申請を行うことができる機能がある。しかし、一般利用の荷さばき地使用許可申請について、港湾情報システムで電子申請された実績はない。商慣習で FAX により申請書を提出する文化が残っているとのことであり、全て FAX による使用許可申請となっている。その

使用許可申請に対する受理・許可も受領押印後、FAX で返信している。

一般利用の荷さばき地使用許可申請件数は令和2年度実績で2,079件と非常に多く、FAX での申請の場合、申請書に基づいて申請内容を職員が港湾情報システムに入力し、受理・許可の伝達も受領押印後、FAX で返信しており、非効率な業務の進め方である。また、荷さばき地使用許可申請書の使用面積の数字に誤りがあり、港湾情報システムに入力した職員が正しい使用面積に訂正したうえで、受領押印後、FAX で返信した荷さばき地使用許可申請書も散見された。

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークが推奨されている中、業務を効率的に進めるためには、一般利用の荷さばき地使用許可申請を電子申請で行うように促す必要がある。

荷さばき地使用許可申請についても、港湾情報システムからの電子申請の存在を申請者に十分な周知を図り、今後は、荷さばき地使用許可申請について、原則、港湾情報システムによる申請のみとすることも検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和4年12月現在、国土交通省の主導で港湾関係手続における電子申請の見直し作業が全国規模で行われていることから、その動向を見極めながら、一般荷さばき地に関して、電子申請が可能であることを改めて事業者にも周知することとしています。また、上記周知に先立ち、簡易に申請を行うことができるLOGOフォームを活用した電子申請による受付を令和4年8月25日から開始し、事業者が電子上での申請及び完了届が完結できるようにしています。

## I 港湾局 I-1 歳入 2. 荷さばき地使用料

### 【意見4】川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（荷さばき地）の改定検討について

#### 〔意見の要旨〕

川崎港では千鳥町ふ頭の活性化を図るため、千鳥町の荷さばき地や上屋を利用する者の費用負担を軽減することにより、川崎港へ新たな貨物（コンテナ貨物含む。）を誘致することを目的として、川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（以下、「要綱」という。）を施行している。減額の内容は、表4のとおりである。

要綱において、上屋及び千鳥町ふ頭の荷さばき地の利用許可申請とあわせて千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書（以下、「減額申請書」という。）を提出することを求めている。

しかし、千鳥町地区荷さばき地利用許可申請書・完了届（一般分）の簿冊を閲覧したところ、使用許可申請書と減額申請書を同日に提出していない申請書が大半であった。

表4のとおり、減額の条件として、「川崎港の公共ふ頭の係留施設を経由して輸出、輸入、移出又は移入する貨物の重量が2分の1以上である場合」に使用料の減額を行うものであるが、申請時には川崎港で取り扱う貨物の重量が2分の1以上であるか不明な場合がある。この場合には、荷さばき地での作業完了日間近や全ての作業完了後に減額申請書を提出している案件が大半であった。

川崎市港湾施設条例施行規則は、原則として利用許可申請と同時に減額申請しなければならないと定めている。しかし、千鳥町の荷さばき地の減額条件と利用実態を考慮すると利用許可申請と同時に減額申請を行うことは困難な面がある。

したがって、要綱第 6 条に定める減額申請書の提出時期について、荷さばき地の利用実態に沿った要綱の改定を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

「川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱」は、令和 4 年 3 月 31 日で有効期限を迎えましたが、検討の結果、令和 4 年 9 月 30 日まで延長することといたしました。その際、一般荷さばき地については、利用実態に即した減額申請となるように要綱の一部を改正しました。

### I 港湾局 I-1 歳入 3. 岸壁・物揚場使用料

#### 【意見 5】使用料の見直しについて

##### 〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

岸壁・物揚場使用料の受益者負担割合は 29.4%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、岸壁・物揚場使用料は、「船舶」については平成 9 年 5 月、「貨物」については平成 5 年 5 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

##### 〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準抛料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

### I 港湾局 I-1 歳入 3. 岸壁・物揚場使用料

#### 【意見 6】収入未済額の回収について

##### 〔意見の要旨〕

平成 30 年 8 月分（8 月 8 日から 11 日まで許可）に対しての岸壁・物揚場使用料について、15,286 円の未納分があった。申請者であった未納者に対して、平成 30 年 10 月 15 日に督促状を、平成 31 年 4 月 1 日、令和 2 年 4 月 14 日、令和 2 年 12 月 17 日、令和 3 年 6 月 10 日に催告書の送付を行い、入金を求めている。しかし、当該未納者からの回答はなく、入金されていない状況が続いている。

未納額は少額ではあるものの、引き続き、未納分の回収を図る必要がある。

〔措置の内容〕

平成 30 年 8 月分の岸壁・物揚場使用料未納分 15,286 円について、令和 3 年 12 月 15 日付、令和 4 年 6 月 13 日付及び同年 12 月 13 日付で申請者であった未納者に対し催告状を送り、納付を求めました。引き続き未納分の回収を図るよう努めていきます。

**I 港湾局 I-1 歳入 4. 船舶給水設備使用料**

**【意見 7】使用料の見直しについて**

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

船舶給水設備使用料の受益者負担割合は 1.9%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、船舶給水設備使用料は、直接給水（自動給水器によるものに限る。）については昭和 60 年 5 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

**I 港湾局 I-1 歳入 5. 船客待合所使用料**

**【意見 8】使用料の見直しについて**

〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

船客待合所使用料の受益者負担割合は 8.7%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、船客待合所使用料は、平成 4 年 10 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用



料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

## **I 港湾局 I-1 歳入 6. 小型油槽船係留施設使用料**

### **【意見 9】使用料の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

小型油槽船係留施設使用料の受益者負担割合は 62.7%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、小型油槽船係留施設使用料は、昭和 63 年 12 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

## **I 港湾局 I-1 歳入 7. 水域占用料**

### **【意見 10】使用料の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

水域占用料は、平成 4 年 10 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

水域占用料は、コストよりも受益者負担分が上回っているが、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾

局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

令和 4 年には、全庁的な見直しに伴い、1 月未満の占用に係る水域占用料についての消費税相当分の料金改定等を行い、令和 5 年 4 月から改定した料金となります。

## **I 港湾局 I-1 歳入 8. 入港料**

### **【意見 11】使用料の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

入港料は、昭和 60 年 5 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

入港料は、コストよりも受益者負担分が上回っているが、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

## **I 港湾局 I-1 歳入 8. 入港料**

### **【意見 12】港湾情報システムの登録項目の網羅性確保について**

#### **〔意見の要旨〕**

港湾情報システムの入出港届登録において、入港料が不徴収となっている船舶の中で、不徴収理由欄の入力がなく、不徴収理由が明確でない入港が 1 件あった。

その船舶は、川崎市入港料条例施行規則 6 条 1 項 1 号「暴風雨その他の災害により避難勧告を受け川崎港外に避難し、再入港した船舶」に該当したことによるものであった。しかし、港湾情報システム上、不徴収理由にこれに該当する項目が登録されていなかったため、不徴収理由が空欄のままであった。

川崎市入港料条例及び同施行規則において、入港料を徴収しない要件が多数存在しているが、これらの不徴収理由について、網羅的に港湾情報システムに登録する必要がある。

なお、今回の包括外部監査により市は、港湾情報システムの当該部分の改修を終了

している。

#### 〔措置の内容〕

入港料の不徴収については条例・規則で要件が定められており、港湾情報システムで入力を行うこととしていますが、システム上の入力欄に該当項目が登録されていませんでした。そのため、令和３年９月にシステムの改修を行い、不徴収理由を選択できるようにしました。

### I 港湾局 I-1 歳入 9. 駐車施設使用料

#### 【意見 13】使用料の見直しについて

##### 〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

駐車施設使用料の受益者負担割合は 11.0%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、駐車施設使用料は、平成 20 年 5 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

##### 〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

### I 港湾局 I-1 歳入 10. 倉庫用地使用料

#### 【意見 14】使用料の見直しについて

##### 〔意見の要旨〕

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

倉庫用地使用料の受益者負担割合は 70.7%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、倉庫用地使用料は、平成 4 年 10 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

##### 〔措置の内容〕

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用

料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

## **I 港湾局 I-1 歳入 11. 港湾環境整備施設使用料**

### **【意見 15】使用料の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

港湾環境整備施設使用料の受益者負担割合は 14.0%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、港湾環境整備施設使用料は、平成 20 年 5 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

令和 4 年には、全庁的な見直しに伴い、港湾環境整備施設の料金の見直しを行い、一部の料金について、令和 5 年 4 月から改定した料金となります。

## **I 港湾局 I-1 歳入 12. 船舶給水設備手数料**

### **【意見 16】手数料の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当手数料にも該当する。

船舶給水設備手数料の受益者負担割合は 1.9%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、船舶給水設備手数料は、平成 13 年 10 月に現行手数料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、手数料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な手数料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

## **I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料**

### **【意見 17】使用料の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

上屋使用料は、平成 4 年 10 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

上屋使用料は、コストよりも受益者負担分が上回っているが、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

## **I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料**

### **【意見 18】上屋使用許可の港湾情報システムによる電子申請の促進について**

#### **〔意見の要旨〕**

港湾情報システムは、港湾局における各種施設の利用実績等を管理するほか、利用料等を自動計算し徴収事務までを一括で処理できるよう職員の業務支援を目的とした電算処理システムである。

この港湾情報システムでは、上屋使用許可申請についても、電子申請を行うことができる機能がある。しかし、上屋使用許可申請について、港湾情報システムで電子申請された実績はない。商慣習で FAX による申請書の提出する文化が残っているとのことであり、全て FAX による使用許可申請となっている。その使用許可申請に対する受理・許可も受領押印後、FAX で返信している。

上屋使用許可申請件数は多く、FAX での申請の場合、申請書に基づいて申請内容を

職員が港湾情報システムに入力し、受理・許可の伝達も受領押印後、FAX で返信しており、非効率な業務の進め方である。

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークが推奨されている中、業務を効率的に進めるためには、上屋使用許可申請を電子申請で行うよう促す必要がある。また電子申請が促進され、利用者に電子申請が浸透すれば、【指摘 5】のような減額申請書の提出の有無の齟齬はなくなり、手続の安全性の確保に資するものとなる。

上屋使用許可申請についても、港湾情報システムからの電子申請の存在を申請者に十分な周知を図り、今後は、上屋使用許可申請について、原則、港湾情報システムによる申請のみとすることも検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 4 年 12 月現在、国土交通省の主導で港湾関係手続における電子申請の見直し作業が全国規模で行われていることから、その動向を見極めながら、上屋に関して、電子申請が可能であることを改めて事業者にも周知することとしています。また、上記周知に先立ち、簡易に申請を行うことができる L O G O フォームを活用した電子申請による受付を令和 4 年 8 月 25 日から開始し、事業者が電子上での申請及び完了届が完結できるようにしています。

### I 港湾局 I-1 歳入 13. 上屋使用料

#### 【意見 19】川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（上屋）の改定検討について

#### 〔意見の要旨〕

要綱において、上屋及び千鳥町ふ頭の荷さばき地の利用許可申請とあわせて「千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書」を提出することを求めている。

上屋使用許可申請書・完了届の簿冊を閲覧したところ、上屋使用許可申請書と減額申請書を同日に提出していない申請書が大半であった。

減額の条件として、「川崎港の公共ふ頭の係留施設を経由して輸出、輸入、移出又は移入する貨物の重量が2分の1以上である場合」に使用料の減額を行うものであるが、利用許可申請時には川崎港で取り扱う貨物の重量が2分の1以上であるかが不明な場合がある。さらに上屋使用料の減免は利用開始から31日以後の使用料に限られており、利用許可申請時に31日以上期間を利用することが確定していなければ、利用許可申請時に減額申請書をあわせて提出することができない。このため、利用許可申請の後、作業を進めていく中で減額申請書を提出している案件が大半であった。

川崎市港湾施設条例施行規則は、原則として、利用許可申請と同時に減額申請しなければならないと定めている。しかし、上屋の利用実態を考慮すると利用許可申請と同時に減額申請を行うことは困難である。

したがって、減額申請書の提出時期について、上屋の利用実態に沿った要綱の改定を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

「川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱」は、令和 4 年 3 月 31 日で有効期限を迎えましたが、検討の結果、令和 4 年 9 月 30 日まで延長するこ

といたしました。その際、上屋については、利用実態に即した減額申請となるように要綱の一部を改正しました。

## **I 港湾局 I-1 歳入 14. 荷役機械置場使用料**

### **【意見 20】使用料の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

荷役機械置場使用料の受益者負担割合は 61.8%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、荷役機械置場使用料は、平成 4 年 10 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準抛料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

## **I 港湾局 I-1 歳入 15. シャーシ置場使用料**

### **【意見 21】使用料の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見 1】は当使用料にも該当する。

シャーシ置場使用料の受益者負担割合は 62.2%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、シャーシ置場使用料は、平成 20 年 5 月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成 26 年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準抛料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを

行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。令和4年には川崎港コンテナターミナル隣接地へのシャーシー置場の整備に併せて見直しを行い、令和5年4月から改訂した料金となります。

## **I 港湾局 I-1 歳入 16. 指定管理納付金**

### **【意見22】利用料金の見直しについて**

#### **〔意見の要旨〕**

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は川崎港コンテナターミナル関連施設の指定管理者が利用料として徴収するガントリークレーン利用料及びトランスファークレーン利用料にも該当する。

ガントリークレーン利用料及びトランスファークレーン利用料の受益者負担割合は46.6%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、ガントリークレーン利用料については平成8年4月、トランスファークレーン利用料については平成16年10月に現行利用料金となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、利用料金の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な利用料金の設定のための見直しを図る必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

港湾施設の使用料については、健全な港湾運営を図る目的から、従来、数年に一度、港湾局独自で使用料の見直しを行ってきました。平成26年に財政局が策定した「使用料・手数料の設定基準」の対象にはなっておりませんが、同基準の策定を機に、港湾局としても従来行ってきた見直しを、全庁的な使用料の見直し時期にあわせ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しつつ、実施することとしています。

なお、個別の使用料については、準拠料金の見直しや施設整備等に併せて見直しを行っており、他港との均衡を考慮して料金改定をしていない使用料もありますが、ふ頭用地使用料や事務所附帯施設の一部について改定を行っています。

## **I 港湾局 I-1 歳入 17. かわさきファズに対する貸付金**

### **【意見23】かわさきファズに対する貸付金の管理について**

#### **〔意見の要旨〕**

かわさきファズに対する貸付金は、平成15年7月23日の貸し付け以降、元本弁済は行われていない。平成25年3月26日に金銭消費貸借契約の一部変更契約を締結し、表5のとおり、第1回の弁済を令和10年9月30日とし、令和13年2月28日に完済する予定となっている。

市では、出資法人の「効率化・経営健全化」だけでなく、「活用との両立」を図るため、経営改善及び連携・活用に関する指針に基づき新たな経営改善計画として、川崎市総合計画・第2期実施計画期間（平成30～平成33（令和3）年度）と連動させた「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定している。

かわさきファズの「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30（2018）年度～



平成 33（2021）年度）」では、経営健全化に向けた事業計画として、平成 33（2021）年度に繰越欠損金の解消を目標値としていたが、令和元（2019）年度で繰越欠損金が解消され、目標値を 2 年前倒しで達成した。

現在、金融機関に毎年 1,173 百万円を約定返済している中、直近では 2 期連続で現金預金が増加しており、令和 3 年 3 月 31 日現在で現金預金 2,589 百万円を保有している。しかし、今後、老朽化した施設の計画的な設備更新に取り組む必要もあり、多くの資金を要することになり、会社の資金繰りについて、引き続き注視する必要がある。

したがって、かわさきファズの財政状態、経営状況を把握し、今後の老朽化した施設の設備更新に関する資金繰りについても適宜、情報交換を行いながら、かわさきファズに対する貸付金の回収について、再度、リスケジュールリングすることにならないように適切にモニタリングを行い、回収可能性に懸念が生じることがないように、適切な債権管理を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

かわさきファズ株式会社においては、高いテナント入居率を維持しながら適切に事業運営を行うことで、安定した経営基盤を確立しています。

本市としては、金融機関への約定返済の状況、財政状況、経営状況などの確認を行うなど、適切な債権管理に努めています。

今後につきましても、取締役会及び株主総会での経営状況報告や、「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づき設定した指針の達成状況等を注視し、また今後見込まれる施設の修繕に関してはヒアリングによる情報交換を行うことで、かわさきファズ株式会社の経営状況を把握しながら、確実な貸付金の回収に向けて、懸念が生じないように、引き続き適切な債権管理に努めていきます。

## I 港湾局 I-2 歳出 1. 局の庶務事務（港湾）

### 【意見 24】令和 2 年度建設資材等価格調査委託の委託料内訳の明確化について

#### 〔意見の要旨〕

本委託は、港湾局が発注する工事の積算に使用する建設資材及び工事費の令和 2 年度の市場取引価格（実勢価格）を調査するものである。指名競争入札により受託者を選定しており、令和 2 年 4 月 1 日に太洋エンジニアリング株式会社東京支社と契約金額 1,260,600 円で委託契約を締結している。

なお、確実に調査が遂行可能である事業者との契約を行うために、完工実績がある事業者を入札条件としたところ、令和 2 年度時点でこの条件を満たし、川崎市に業者登録を行っている事業者は 6 者であった。そのため、地方自治法施行令第 167 条第 2 号に定める「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約」に該当するとして、指名競争入札によっている。

委託設計書によると、当該委託は、表 7 のとおり工種（小分類）において資材区分及び工事費区分が設定されており、各区分の形状寸法、数量、単価が設計されている（各区分の内容は表 8 参照）。

しかし、契約書及び仕様書において、各区分の数量及び単価は記載されておらず、契約金額 1,260,600 円の内訳が明らかではない。また、令和 3 年 3 月 26 日に変更契約により 2,921,600 円増額し、契約金額が 4,182,200 円となっているが、その内訳も明らかではない。

変更委託設計書によると、各区分の数量、単価は表 9 のとおり設計されており、変更理由について「今年度の依頼実績に伴い、契約内容を変更するものである。」としている。また、仕様書によると、「具体的な調査対象品目及び調査品目数量については発注者がその都度指定したものとする。」との規定がある。このように本委託は、あらかじめ数量を確定することができない性質となっている。

一般に、あらかじめ数量を確定できないものについては、単価を定め、予定数量を推定しておき、契約期間終了後、実際の数量を乗じて得た金額を代価として支払う単価契約が用いられる。

本委託はあらかじめ数量を確定できないものであり、実質的には単価契約に該当すると考えられる。そのような現状を踏まえ、本委託については、資材区分及び工事費区分ごとに契約単価を定めておくとともに、変更契約にあたっては、当該契約単価に基づき変更額を算出することにより、契約金額の内訳を明確にしておく必要がある。

#### 〔措置の内容〕

建設資材等価格調査委託の委託料内訳の明確化については、令和 4 年度建設資材等価格調査委託より、単価契約を行うこととし、令和 4 年 4 月 1 日付で契約を締結しました。単価契約を行うことにより、資材区分及び工事費区分ごとに契約単価を定めることになるため、数量変更に伴う契約金額の内訳についても明確となります。

## I 港湾局 I-2 歳出 2. ポートセールス事業

### 【意見 25】令和 2 年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書の活用について

#### 〔意見の要旨〕

令和 2 年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託は、平成 30 年度のコンテナ輸送効率化実証実験を踏まえ、現在実施している試験運用データの分析や関係者のニーズ把握などを行いながら、川崎港利用の活性化につながる東扇島に最適なストックヤードのあり方及びその運営手法の検討、並びに整備及び運営に係る詳細なコスト計算などを行い、種々の条件が整った際にスムーズに実運用に移行できるよう、必要な準備を行うことを目的として実施するものである。

令和 2 年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書（以下、「報告書」という。）では、ストックヤードの整備について表 10 に示す内容を提案している。

このとおり、東扇島地区東側に、繁忙期に必要となる駐車台数として 80 台（約 1.0ha）の利用規模が提案されている。また、仕様書に基づき、詳細なイニシャルコスト及びランニングコストを計算しているが、このコスト計算も当該利用規模を前提としている。

しかし、実際に、東扇島地区東側に約 1.0ha の土地を確保することは困難である。つまり、報告書に記載されているコスト計算の方法は、利用規模が下回るストックヤードを整備する場合には、そのまま適用できない可能性がある。

この点、市は受託者から、利用規模に応じたコスト計算方法について、参考報告を受けているとのことであった。本来であれば、利用規模に応じたコスト計算が可能な仕組みが報告書で提案されている必要があったと考える。

報告書の提案内容を活用するためには、市はあらかじめ、利用規模に応じたコスト計算が可能な仕組みを提案するよう、仕様書で明示しておく必要があったといえる。

ただし、報告書では、仕様書に基づき、川崎港に最適なストックヤードのあり方（運営主体、運用方法、事業者間の協力体制等）も提案されていることから、報告書の提案内容を全く活用できないわけではない。

ストックヤードについて市は、小規模な施設での対応を検討しているとのことである。また、国土交通省関東地方整備局が創設した横浜港シェアリングエコノミー研究会が、コンテナターミナル周辺の交通混雑やドライバー不足への対応策として、平成 30 年度から実施しているシャーシ共同利用化実証実験の結果なども注視しているとのことである。

なお、シャーシとは、海上コンテナや鉄道コンテナを陸上輸送する際に積載する車輪付きの台車を指し、シャーシ共同利用化実証実験とは、シャーシ及びシャーシプールを複数の陸運事業者で共同利用することで、シャーシの走行距離の削減・ふ頭内の混雑軽減、保有シャーシの削減によるコスト削減、メンテナンスの平準化・安全性の向上、ドライバー等の業務の軽減等の効率的なシャーシ運用に取組み、生産性の向上を図ることを目的としたものである。

以上より、現状では、報告書の提出を受けて速やかにストックヤードの整備を進める状況ではないが、事業を進める際には、報告書の内容が最大限に活かされるよう対応を図っていく必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 2 年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書にて、川崎港における最適なストックヤードのあり方について提案され、設置・運営にかかるコスト計算では、規模に応じた計算方法について参考報告を受けており、本格運用に当たり必要な要件や、事業者のニーズ等、調査結果を最大限に活かしながら、本格運用に向けた検討を進めています。

今後においても、様々なケースを想定し、幅広く活用できる情報の取得に努めることで、課題や状況変化等に対応しながら、ストックヤード整備を進める際には、報告書の内容を最大限活かせるよう、努めていきます。

## I 港湾局 I-2 歳出 2. ポートセールス事業

### 【意見 26】川崎港戦略港湾推進協議会負担金の明確化について

#### 〔意見の要旨〕

川崎港戦略港湾推進協議会負担金は、国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港のコンテナ利用の一層の拡大を図るため、官民一体となって課題や方策を検討し、コンテナ貨物集荷とサービス水準の向上を効果的かつ強力に推進することを目的としている川崎港戦略港湾推進協議会（以下、「戦略協議会」という。）への負担金である。市は、平成 25 年度から令和 3 年度まで毎年度 2,340 千円を支出している。

戦略協議会に関しては川崎港戦略港湾推進協議会規約が定められており、同規約により戦略協議会は表 11 の事項を検討、推進するとしている。

戦略協議会には、ポートセールス部会と施設計画部会が設けられている。

ポートセールス部会は表 11 の一の事項を推進するための部会で、施設計画部会は表 11 の二及び三の事項を推進するための部会である。

戦略協議会、ポートセールス部会及び施設計画部会の 3 組織の事務局と、それぞれの構成委員は表 12 のとおりである。

監査対象としている負担金は川崎港戦略港湾推進協議会負担金とされているが、実際にはポートセールス部会の事務局に支払われており、実態はポートセールス部会への負担金となっている。

表 13 は令和 2 年度のポートセールス部会の収支決算書、表 14 は収支決算書に計上されている事業費の内訳を示したものである。このように、本負担金は川崎港戦略港湾推進協議会負担金とされているが、実際はその下部組織であるポートセールス部会の事業に充当されている。

ポートセールス部会の事業報告書の記載内容を見る限りでは、負担金がポートセールス部会の事業に充当されていることに特段の問題は見受けられないが、このような実態を踏まえ、負担金の性格をより明確化するためにも、本負担金は、ポートセールス部会への負担金であることを明確に位置付けておくことが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

これまでは、「川崎港戦略港湾推進協議会ポートセールス部会要綱」に負担金の納入に関する規定がありましたが、「川崎港戦略港湾推進協議会規約」にはポートセールス部会の負担金について直接的に定める規定はなく、前身団体である「川崎港ポートセールス事業推進協議会」における負担金をポートセールス部会に引き継がせる規定のみがありました。

負担金の性格をより明確化するため、令和 4 年 3 月に「川崎港戦略港湾推進協議会規約」にポートセールス部会の負担金に関する規定を追加する改正を行いました。

## I 港湾局 I-2 歳出 3. 港湾統計・情報システム運営事業

### 【意見 27】港湾情報システム運用管理業務委託の見直し検討について

#### 〔意見の要旨〕

本委託における受注者と再委託先の役割分担は表 15 のとおりである。

仕様書では、受注者は、原則として、川崎市港湾振興会館内川崎港港湾情報システム室（マシン室）に常駐することを要請しており、受注者はその業務を再委託している。また、港湾情報システムのデータ管理等に関する対応は再委託先では困難であるとして、開発業者である受注者が対応するとしている。

表 15 を見る限り、受注者と再委託先の役割は明確に区分されており、受注者と再委託先の連携を密にすることを市がそれぞれに要請すれば、受注者を通して再委託先の業務を行う必要性は高くないと考える。

また、再委託先は、受注者と資本的関係や人的関係のない独立した事業者であり、受注者が開発した港湾情報システム以前に市が使用していた港湾情報システムにおい

ても、現在と同様の業務を実施している。そのような状況を踏まえると、再委託先が受注者を通して業務を行うことが、市、受注者及び再委託先それぞれにとって効率的なのか改めて検討する必要がある。

また、現在受注者が行っている業務と再委託先が行っている業務を別契約として、市は受注者と再委託先それぞれと委託契約を締結することで、全体の委託料を引き下げられる可能性もある。

市においては、港湾情報システムの運用管理業務の委託のあり方について、見直しを検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

本委託の効率的な運用について、市と受注者である三井E&Sシステム技研株式会社とで検討を行い、これまで受注者が直接港湾情報システムに接続することができないため、再委託先として常駐している運用員が作業を行っていましたが、受注者と港湾情報システムのメインサーバとを専用回線で接続することで、受注者は再委託せず業務を行うことができるとの結論に至りました。

令和4年7月に専用回線を敷設し、同年8月より運用員を常駐させない体制となり、再委託を解消しました。これにより、運用員が常駐しなくなることから、委託料を引き下げることができました。

## I 港湾局 I-2 歳出 4. 港湾振興事業

### 【意見 28】補助対象事業に係る人件費の取扱いの現状把握について

#### 〔意見の要旨〕

表 20 に記載した「6. (1)「川崎港戦略港湾推進協議会」ポートセールス部会の活動」は、市もしくは他から別途負担金が支出されているが、ポートセールス部会の令和2年度収支決算書（2. ポートセールス事業 表 13 参照）をみると、令和2年度の支出に人件費は含まれていない。この場合には、ポートセールス部会の活動に伴う人件費に振興協会補助金を充当することに合理性が見受けられる。

このように、振興協会が行う補助対象事業のうち、市もしくはその他と委託契約を締結している事業及び負担金もしくは補助金を別途交付されている事業については、人件費の取扱いが事業ごとに異なっている可能性がある。

したがって、市は、人件費に対する振興協会補助金を見直すにあたり、振興協会が行う補助対象事業のうち、市もしくはその他と委託契約を締結している事業及び負担金もしくは補助金を別途交付されている事業に係る人件費の取扱いについて、現状を把握する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

今後、補助対象事業と受託事業、負担金・補助金を別途交付されている事業との人件費の重複が発生しないよう、補助金等交付申請書及び補助事業実績報告書の提出時に川崎港振興協会における当該年度の受託事業に係る資料の提出を求めるなどして、重複がないことを確認します。また、令和4年12月に当該資料の提出の根拠規定を「公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱」に追加する改正を行いました。

## **I 港湾局 I-2 歳出 4. 港湾振興事業**

### **【意見 29】補助を行う必要性の検討について**

#### **〔意見の要旨〕**

神奈川港湾教育訓練協会補助金は、公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会（以下、「訓練協会」という。）に対する補助金で、年額 237 千円の補助金を交付している。

本補助については社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）が定められている。

交付要綱では補助金交付対象事業を表 23 のとおりとしている。

訓練協会の令和 2 年度の正味財産増減計算書内訳書によると、当期一般正味財産増減額は 1,429 千円のプラス、正味財産期末残高は 19,616 千円となっており、市の補助金がなくても十分に活動できる財務状況となっている。

したがって、市は、訓練協会の財務状況を踏まえ、市が補助を行う必要性について検討する必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

訓練協会の財務状況は、令和 2 年度正味財産期末残高は 19,616 千円と補助がなくても十分に活動できる状況となっていますが、この補助金については、川崎市に勤める港湾労働者に対し、職業訓練に関する事業など港湾労働者の技術習得による資質向上を図り、港湾経済の発展に寄与する事業の研修、訓練を実施した費用に対して補助しているものであり、協会全体に対して補助しているものではありません。市が補助を行う必要性について検討しましたが、川崎市に勤める港湾労働者に対するこれらの研修、訓練等の実施が今後も必要であると考えていることから、当該補助金については継続してまいります。

## **I 港湾局 I-2 歳出 5. 川崎港緑化推進事業**

### **【意見 30】川崎港の魅力向上に向けた基礎調査と緑化推進との関連性について**

#### **〔意見の要旨〕**

川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託は、市民、来訪者、港内従業員等に対する魅力向上という視点から、川崎港の振興施策、緑地整備等に関する現状の把握や、市民のニーズを測るアンケート調査、事業者向けヒアリング調査等を実施し、振興施策における川崎港の将来像や取組内容を示した「（仮称）川崎港の魅力向上に向けた取組方針」策定の基礎となるデータの収集・分析・整理を行うものである。

仕様書では、緑化推進事業に関連すると思われる業務は非常に限られている。具体的には、「(2) 現状の把握分析」に、「川崎港においてこれまで行ってきた緑地活用の実施状況・成果を整理分析すること」と示されているほかは、港湾緑地等への来訪者へのアンケート調査を実施することが要請されているものの、それら以外に緑化推進事業との強い関連性をうかがわせる業務は見受けられない。

本委託は、「（仮称）川崎港の魅力向上に向けた取組方針」策定の基礎となるデータの収集・分析・整理を行うものとしており、当初より緑化推進事業だけを対象とはしていないが、そのことを踏まえても緑化推進事業との関係は希薄と思われる。

本委託の報告書を受け、今後、必要な対応を図っていく際には、緑化推進事業との

関連性も踏まえ、適切な事業の区分により対応する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」の取りまとめについては、令和4年度から「港湾振興事業」で対応するよう措置を行いました。「川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託」の報告を受け、緑化推進事業だけを対象とはせず、広く港湾振興に資するための「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」の取りまとめについて、「港湾振興事業」にて対応してまいります。

## I 港湾局 I-2 歳出 5. 川崎港緑化推進事業

### 【意見 31】川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果の有効活用について

#### 〔意見の要旨〕

川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託は、「(仮称)川崎港の魅力向上に向けた取組方針」(以下、「取組方針」という。)策定の基礎となるデータの収集・分析・整理を行うものである。

取組方針は、現時点では、「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」としてとりまとめることとし、「川崎港長期構想」の人流・交流分野における方針や施策にその考え方を位置づけるべく検討を行っている。

川崎港に関しては表25に記載した計画が進行しており、現時点で市は、表25の計画を取組方針の上位関連計画と位置付けている。取組方針の策定にあたっては、表25の上位関連計画の方針や内容と矛盾することなく、また、同じ内容の繰り返しにならないよう留意する必要がある。

また、令和2年7月21日に市は、本委託の契約相手先とは別の事業者と川崎港長期構想策定基礎資料作成業務委託契約(以下、「基礎資料作成委託」という。)を締結しており、令和3年3月に調査報告書を受領している。

基礎資料作成委託は、現港湾計画改訂以降に発生している川崎港を取り巻く社会情勢の変化や、国内外の海運・物流や港湾情勢などの環境変化等について、主に「物流・産業」、「賑わい」、「環境」、「情報・防災」の4つの視点から整理し、川崎港の将来像の検討に必要となる資料の作成を行うものである。港湾計画を主体としているが、「賑わい」などは取組方針との関連性が強い。

市は、令和3年度に川崎港長期構想検討調査委託を発注しており、基礎資料作成委託の受注者が引き続き受注している。取組方針の策定にあたっては、長期構想との対応関係についても留意しておく必要がある。

いずれにしても、川崎港の魅力向上に向けた取組に十分資するよう、川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果を有効活用する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果を有効活用し、上位関連計画の方針や内容と矛盾することなく、また、川崎港長期構想との対応関係にも十分留意し、「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」をとりまとめ、川崎港の魅力向上に向け取り組んでまいります。

## **I 港湾局 I-2 歳出 6. 浮島 1 期地区基盤整備事業**

### **【意見 32】本格的土地利用に向けた検討について**

#### **〔意見の要旨〕**

浮島 1 期地区では、東日本大震災により発生した放射性物質を含むごみ焼却灰等を保管しているが、この保管灰は、平成 30 年 11 月 8 日付環境委員会資料「下水汚泥焼却灰（保管灰）の処分に向けた取組について」において、平成 31 年から平成 35（令和 5）年の 5 年間で処分するとしている。

また、浮島 1 期地区は、多摩川トンネルの接続地点に位置していることから、国土交通省管轄の大田区羽田空港から川崎市川崎区浮島の約 3.4 キロメートルにわたる国道 357 号多摩川トンネル事業の進捗状況を見ながら整備を進める必要もある。しかし、多摩川トンネルについては、令和 2 年 2 月 6 日には国土交通省関東地方整備局が、作業ヤードの整備等立坑工事にあたり必要となる準備工事に着手することを公表したものの、トンネル本体工事の着手に向けた準備工事に着手した段階であり、事業全体のスケジュールはまだ見えていない。

このような事情もあるため、市は、浮島 1 期地区の本格的な土地利用や道路、上下水等のインフラ整備が進まない状況にある。そのため、市は、施工可能な箇所から将来地盤高に合わせた嵩上げによる基盤整備を順次行うことで、土地の暫定利用を図ることができることから、現状のまま基盤整備を継続していくとしている。

基本方針では、平成 37（令和 7）年度までに本格的土地利用に向けた基本計画等の検討・策定・実施を予定しているが、その時期がまもなく迫ってくる。

浮島 1 期地区は、多摩川トンネルの接続地点に位置し、国道 357 号の整備によって、一般道路においても羽田空港や東京都臨海部に直結し、さらに交通利便性が高い地域となり、利用価値が高まり、その後の発展が期待できる地域である。しかし、表 26 に記載したような土地利用上の課題を抱えている。

市は、土地利用上の課題や川崎臨海部を取り巻く環境変化を踏まえ、発展への期待にどのように応えていくか、基本方針等を踏まえ、浮島 1 期地区の本格的土地利用の促進に向けて、検討を進める必要がある。

#### **〔措置の内容〕**

本格的土地利用については、現在、浮島 1 期地区内の関連する事業進捗を勘案し、土地利用に向けた基盤整備等の検討を行っているところです。

今後につきましては、羽田空港に近接する立地優位性や、浮島ジャンクション及び現在整備が進められている国道 357 号多摩川トンネルによる交通利便性など、当地区のポテンシャルを活かすとともに、周辺地域の土地利用転換の動向等を踏まえ、魅力的な拠点形成に向けた取り組みを進めていきます。

## **I 港湾局 I-2 歳出 7. 海岸保全施設維持整備事業**

### **【意見 33】年度末における消耗品等の購入について**

#### **〔意見の要旨〕**

本事業における令和 2 年度の需用費の内容は表 27 のとおりである。

表 27 のとおり、年度末間際の 3 月以降になってからの消耗品等の購入が少なから



ず見られる。無論、消耗品であるため、次年度において使用すれば良いようにも思われるが、一方で原則論としては、令和３年度に使用するものは令和３年４月以降に購入することが求められる。また、３月になってからの予算消化的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。

今後は、年度末の３月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がける必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指摘事項を課内会議等や当該予算に係る関係各課との打合せ時に周知し、消耗品等の購入に際し、現時点での必要性和購入時期を十分考慮し、計画的な調達を行うよう周知徹底を図りました。今後は、適切な消耗品等の購入に努めてまいります。

### I 港湾局 I-2 歳出 8. 千鳥町再整備事業

#### 【意見 34】港湾台帳の記載内容について

##### 〔意見の要旨〕

港湾管理者は、自らが管理する港湾の情報について港湾台帳を調整する義務を負う（港湾法第 49 条の 2）。また、港湾台帳に記載する事項は、港湾法施行規則第 14 条に規定されており、様式も同施行規則に第 5 号様式として定められている。

市においても港湾台帳の整備は行われており、必要な事項が記載されているが、様式に定められた記載項目の中で事業費にかかる項目については、閲覧したサンプルの施設すべてについて記載がなかった。

他方、現在、国では、「港湾の電子化（サイバーポート）」が推進されている。これは、港湾の計画から維持管理までのインフラ情報を連携させることにより、国及び港湾管理者による適切なアセットマネジメントを実現し、適切な維持管理の実施、更新投資の計画策定を可能にすることを目的とするものである。

現行の港湾台帳において、過去の事業費等の記載内容を完全にすることは時間や労力を考えると現実的ではないが、サイバーポートの中で港湾台帳は電子化することが企図されている。今後は、市においても遠くない時期に港湾台帳の電子化を行うことが考えられるため、その際には各施設の建設にかかった事業費の情報についても記録する必要がある。

なお、本意見は「千鳥町再整備事業」について記載しているが、他の整備事業についても同様に当てはまる内容である。繰り返しを避けるため、「千鳥町再整備事業」の項にのみ記載することとする。

##### 〔措置の内容〕

港湾台帳については、サイバーポートの推進による情報の一元化により、登録された情報が維持管理計画の策定等に活用できるようになるなど、情報のより有効な利用、活用が可能になると認識しており、港湾施設に関する情報を有効活用するため、今後、市が整備する港湾施設について、港湾台帳に事業費の記載をしてまいります。

### I 港湾局 I-2 歳出 9. 港湾振興会館管理運営事業

#### 【意見 35】選定評価委員会における質疑内容の改善について

## 〔意見の要旨〕

川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園（以下、「指定管理区域」という。）は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日を指定期間として第 4 期の指定管理業務を行っている。指定管理者は、公益社団法人川崎港振興協会と株式会社京急アドエンタープライズの共同事業体（以下、「共同事業体」という。）であり、共同事業体としては第 3 期に続き指定管理者となっている。なお、公益社団法人川崎港振興協会は平成 18 年度の指定管理者制度導入第 1 期から連続して指定管理者である。

第 4 期の指定管理者選定は公募により行われ、選定基準では、応募者から提出された事業計画書及び応募者ヒアリング、プレゼンテーションの内容を選定基準に基づいて審査し、その採点結果に従って判断するとされている。

第 4 期の選定評価は、平成 30 年 10 月 25 日に川崎市役所第 3 庁舎で 5 名全員の選定評価委員出席のもと選定評価委員会にて実施された。

指定管理者の選定評価委員会の委員については、次のとおり、川崎市附属機関設置条例や指定管理者選定評価委員会等の委員の選任に関する指針に定めがある。

選定評価委員会では、申請者がプレゼンテーションを行い、その後、委員との質疑応答が行われ、議事録からは活発な質疑が行われたことが読み取れる。

例えば、指定管理区域にはビーチバレーのナショナルトレーニングセンターがあるが、それを利用した戦略的な施策が予算書に織り込まれているのか否かについての質問や、翻訳や AI 等の指定管理の要件におけるイノベーションの具体的な取組みについての質問が行われた。

一方で、指定管理者の選定を行う委員会ではあるが、選定を行うための質問の枠を超え、アドバイスや指導的な発言が一部見られた。

例えば、次の質疑応答が行われていた。

「質問というかご提案なのですが、中略、『マリエンアリーナ』みたいな名称はどうでしょうか。是非とも前向きに検討していただきたい。」や「一つの提案として、例えば姿見鏡をフロアの横一面にあれば、中略、若い子達を呼べるのかなと。」、更には、「ビジネス的なインフラとしての必要なエネルギーや環境の面が今回事業に入っていないかなと思っておりまして、エネルギー的な側面としての取組みをしていった方がいいかなと思っているのですが、どうでしょうか」などである。

選定委員は、当該施設の管理運営に関して専門的知識又は経験を有する者やその他施設の特性に応じて調査審議に必要と認める者が選任されるため、専門的な研究を行っている大学教授や地域社会の住民代表等が選任されることが多く、専門知識や地域活性化のアイデアが豊富にあることは理解できるが、それらは選定評価の委員会で提示すべきではなく、公募要項や選定基準に記載したうえで、全ての申請者が提案書の中でアピールすべき内容である。

第 4 期の応募者は 1 者のみであったため、選定委員によるアドバイスや指導的な発言が選定に与える影響はなかったといえるが、複数者からの応募があった場合には、選定の公平性の観点から留意する必要がある。したがって、魅力的なアイデアなどについては、提案項目の 1 つとして公募要項に盛り込むなどして、選定の公平性を担保した質疑内容となるよう改善を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 5 年度に行われる予定の次期指定管理者選定手続においては、選定評価委員に対し選定の公平性に関する説明を確実に行うとともに、収集した参考となるアイデア等については公募要項や選定基準に盛り込む等の対応を検討してまいります。

### I 港湾局 I-2 歳出 10. 港湾緑地維持管理事業

#### 【意見 36】参考見積書の複数徴取について

##### 〔意見の要旨〕

令和 2 年度の本事業の業務内容に東扇島東公園管理業務委託がある。

本業務委託は指名競争入札により受注業者を選定しており、入札の状況は次のとおりである。

入札結果を見ると、落札した事業者以外の全ての参加事業者が予定価格をこえて入札している。次点事業者の入札金額 24,450,000 円と落札価格を比べても 1,122,000 円の差が開いている。しかも、落札比率も 99.85% と非常に高い。

この状況を鑑みると、予定価格の妥当性につき、より慎重に検証する必要があるといえる。予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めることが適当であるから、見積書により定める場合は、複数の見積書を徴し、適正に設定する必要がある。しかし、市は、予定価格を設定するにあたり、参考見積書を 1 者からしか徴していない。

したがって、市は予定価格を設定するにあたり、その妥当性を検証する意味において、複数事業者から参考見積書を徴取する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

東扇島東公園管理業務委託については、令和 4 年度の契約に向けて、複数事業者から参考見積を徴取し、積算を行いました。今後も複数事業者から参考見積もりを徴取し積算を行ってまいります。

### I 港湾局 I-2 歳出 11. 浮島 2 期地区埋立事業

#### 【意見 37】埋立地の利用方法の検討について

##### 〔意見の要旨〕

本事業は、川崎市内で発生した公共建設発生土と川崎港港湾区域内から発生した浚渫土砂（民間のものを含む。）を浮島指定処分地において処分するものである。内容としては、埋立管理作業の委託業務や受入基地に付属する施設の移設に伴う工事である。

現在、市では、第 2 ブロックを先行して埋め立てることで、十分なストックヤードを確保し、より安定的な受入と効率的な埋立作業を実施しているところである。

他方、市においてはこの浮島 2 期地区が埋め立てられた後の土地利用などについては具体的な構想を未だ持っていないとのことであった。

上表に記載したとおり、第 2 ブロックは令和 6 年度までに埋立を完了する予定であるが、その後はストックヤード、すなわち第 3 ブロックを埋め立てるための土砂等の仮置き場として利用することとなる。そして、第 1 ブロックと第 3 ブロックはともに令和 30 年代の完了予定であることから、現状において具体的な利用計画がないこと

もやむを得ないことである。

ただし、このような大規模な土地が、将来、市のものとして発生することも事実である。そこで、いずれ出来る土地の内容について、市民や議会、さらには事業者等の関係各所に示し、その利用方法を広く議論していく機会を作ることも市の責務であると考え。したがって、今後市は、そのような議論の土台となる利用方法の選択肢を検討していく必要がある。

#### 〔措置の内容〕

浮島 2 期地区の具体的な利用計画や利用方法については、埋立が更に進捗した時点において、川崎港を利用する事業者や関係する行政機関と意見交換等を行い、土地利用に向けた検討を進めてまいります。

### I 港湾局 I-3 財務分析 1. 財政収支状況報告

#### 【意見 38】財政収支状況報告の活用について

##### 〔意見の要旨〕

財政収支状況報告の作成目的は、川崎港の財政状況を把握し、港湾行政遂行にあたっての基礎資料とするものである。しかし、市では、港湾事業に係る計画の策定や事業の推進において、財政収支状況報告を活用していない。その理由として、例えば、財政収支状況報告においては、一般会計における公債等が含まれていることから、特別会計で実施される事業を検討する際の情報としては余分な情報が含まれているなど、情報として活用するには適合していないと判断していることが挙げられる。

確かに、各事業の検討を行う場合には、特別会計のように独立した事業の会計数値を把握できる情報を活用することが望ましいと考えられる。しかし、川崎港全体として、公共サービスを含む包括的な港湾事業の計画や事業の推進を検討する場合には、財政収支状況報告が有する包括的な収支の情報は、例えば、収支の推移を検証することにより収支の傾向を把握することができるように、活用の方法により有用であると考えられる。

したがって、包括的な港湾事業に係る事業の計画や推進に関しては、川崎港の財政収支状況報告（報告書を作成するに際して、按分計算や集計された金額や割合などが記載された資料を含む。）を活用することが望ましい。

##### 〔措置の内容〕

令和 4 年 3 月に更新した港湾整備事業特別会計に係る経営戦略について、財政収支状況報告の作成に際して集計した決算データを活用・反映した収支計画を作成するなど、活用を行っております。今後も、包括的な港湾事業に係る事業の計画や推進に関しては、財政収支状況報告を活用してまいります。

### I 港湾局 I-3 財務分析 1. 財政収支状況報告

#### 【意見 39】財政収支状況報告の作成プロセスの整備について

##### 〔意見の要旨〕

市では、財政収支状況報告の作成にあたり、作成担当者が実施した作業結果について、当該作成担当者以外の者が確認することはなく、作成担当者の上長により総括的

に確認されている状態である。このような状況では、作成担当者が実施した作業内容が誤った場合に、誤りが修正される可能性が低く、誤った財政収支状況報告が作成され国に報告されることになる。

したがって、作成担当者が実施した作業結果に関して、例えば、作成担当者とは別の確認担当者を設け、作業内容を確認し誤りがある場合には修正することや、作成した数値を前期と比較するなどの分析手段により異常点を発見することができる体制を構築することなど、財政収支状況報告の作成プロセスにおいて発見的統制を整備する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

財政収支状況報告の作成担当とは別に確認担当を設定し、両担当者が入力内容を確認しながら異常点を発見することができる体制を構築しました。

### I 港湾局 I-3 財務分析 1. 財政収支状況報告

#### 【意見 40】財政収支状況報告の作成に係るファイルの改善について

##### 〔意見の要旨〕

財政収支状況報告の作成にあたり、使用しているエクセルファイルに関して、以下に示す点について改善することが望ましい。

##### ① SUM 関数の集計範囲について

SUM 関数の集計範囲に誤りが生じているため、集計範囲について確認する。

##### ② ROUND 関数の利用方法について

各シートにおいて ROUND 関数の使用方法が異なっているため、例えば、割合の算定には ROUND 関数を使用せず、金額や人数の算定には、小数点以下第 1 位を四捨五入するなど、計算の目的・用途に応じた関数の設定を行う。

##### ③ 表題と計算式の整合性について

エクセル表の表題において計算式で求めた結果として示されているセルには、エクセル関数の計算式の結果が表示されるようにする。

##### ④ 手入力するセルについて

誤謬の発生を低減させるため、他のシートの数値を手入力しているセルに関しては、可能な限り関数を用いて他のシートのセルを参照させ、手入力することを減少させる。

##### ⑤ 検算について

検算方法をエクセルのコメント機能を用いて示すのではなく、エクセル関数を用いて計算し検算結果が明示されるような関数を設定するか、セルに直接記載して、コメント機能が非表示になった場合においても、作成担当者が認識できるようにする。

##### ⑥ 計算式の構成要素について

エクセル関数の計算式の構成要素として数値を手入力せずに、数値を手入力するセルを設けて、計算式には当該セルを参照する。

##### ⑦ パスワード保護について

意図しない変更が行われないようにエクセル上の計算式にはパスワードの設定により保護を行う。

### 〔措置の内容〕

財政収支状況報告の作成に当たり使用しているエクセルファイルについては、意見に従い、次のとおり修正しました。

- ①SUM関数の集計範囲を修正しました。
- ②割合の算定についてはROUND関数を設定せず割合合計が正確に1となるよう関数の修正を行ったほか、計算の目的・用途が同一のデータについては端数処理の方法を統一するよう関数を修正しました。
- ③エクセル表で文字表記している計算式が、関数で設定されている計算式と一致するようデータを修正しました。
- ④手入力しているセルを確認の上、関数を用いて他のシートのセルを参照できるものについてはデータ連携の設定を行いました。
- ⑤検算方法について、セルに直記載を行うことでコメント機能が非表示になった場合においても作成担当者が認識できるようデータを修正しました。
- ⑥エクセル関数の計算式を直接修正するのではなく、数値を手入力するセルを設けて入力できるようデータを修正しました。
- ⑦意図しないデータ変更が行われないよう、エクセル上の計算式にはパスワードを設定しました。

## I 港湾局 I-3 財務分析 2. 港湾整備事業特別会計

### 【意見 41】特別会計の弱点を補う手法の検討について

#### 〔意見の要旨〕

特別会計は、単年度の採算管理に焦点が当てられるという弱点がある。

市の港湾整備事業は、固定資産に計上される建設改良費のみならず、近年、コンテナターミナルに関する補修工事費（荷役機械及び電気設備の維持・補修費）が多額であり、営業収益（使用料及び手数料、コンテナターミナル指定管理に係る納付金）を大きく上回っているため、営業外収益（主に財産貸付収入）、前年度繰越金、基金繰入金、起債によっても財源が賄われている。

このような状況を考慮すると、今後の収支の見通しが、特に投資とその財源という観点から重要である。

公営企業会計を適用すると、一定の要件を満たした場合に修繕引当金や特別修繕引当金を計上することとなっており、港湾整備事業に公営企業会計を適用している団体のなかには、特別修繕引当金を計上している団体もある。特別修繕引当金とは、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上されるものであり、必要な修繕に備えて資金を外部に流出しないように蓄えておくという効果もある。また、減価償却費の計上も、資金を外部に流出させないという点で同様の効果がある。

市の場合は、公営企業会計を適用していないため、このような引当金や減価償却費の計上は行われていないが、一定のルールに基づいた港湾整備事業基金の積み立てを行っている。ただし、コンテナターミナルの補修工事費や新たな設備投資は、港湾整備事業特別会計において金額的に重要であり、今後も継続的に発生することが予想されるため、現状の積み立てで十分であるといえるのか、不足する場合はその財源をど

うやって賄うかという点が重要な課題となる。

この課題に対処するためには、経営戦略をより有効活用して、中長期的な視点で投資計画を立てていくことが有用であると考え。具体的には、補修工事や新たな設備投資の計画の策定・見直しとともに、コンテナターミナルの利用料金納付金制のような新たな制度の導入による収支への影響を、導入前のみならず導入後も分析し、収支計画の精度を向上させていくことが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

経営戦略の収支計画に今後の大規模補修・施設整備計画や収入見込み等の最新情報を反映させ、収支計画の精度の向上を図ります。

## Ⅱ 臨海部国際戦略本部 Ⅱ－１ 歳入 １．臨海部土地貸付収入

### 【意見 42】地代の改定に使用する指標の適用時点の見直しについて

#### 〔意見の要旨〕

市は、川崎生命科学・環境研究センター整備事業の実施にあたり、平成 24 年 12 月 28 日付で大成建設株式会社と事業用定期借地権設定契約（以下、「本件借地契約」という。）を締結している。本件借地契約では、地代の改定について、平成 25 年 4 月を第 1 回とし、その後 3 年毎に改定することとなっており、その改定方法は表 55 のとおりである。

地代は、土地の評価額（近傍の都道府県地価調査地点）を指標として改定することとなっている。都道府県地価調査は、毎年 7 月 1 日時点における標準価格を判定するものであり、国土交通省が毎年 9 月頃に公表している。地代の改定の算定式では、改定する年の 1 月の都道府県地価調査の評価額（以下、「評価額」という。）を用いることとされているため、地代改定の前年 7 月 1 日時点の評価額を準用することとなる。

評価額について、平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 3 年間を対象とした第 1 回の地代の改定では、平成 25 年 1 月時点及び平成 22 年 1 月時点の評価額を用いて算定し、平成 28 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 3 年間を対象とした第 2 回の地代の改定では、平成 28 年 1 月時点及び平成 25 年 1 月時点の評価額を用いて算定している。第 1 回、第 2 回の地代の改定は、どちらも本件借地契約のとおりに算定している。

しかし、平成 31 年 4 月から平成 34（令和 4）年 3 月までの 3 年間を対象とした第 3 回の地代の改定では、平成 30 年 1 月時点及び平成 28 年 1 月時点の評価額を用いて算定している。つまり、本件借地契約で定めた平成 31 年 1 月時点ではなく、地代の改定に関する覚書（その 3）において、その 1 年前である平成 30 年 1 月時点の評価額を用いて算定している。

平成 31 年 1 月時点の評価額は、国土交通省が公表している前年の 7 月 1 日時点の評価額を準用するものであり、その公表は平成 30 年 9 月 18 日に行われている。予算要求時期までに余裕を持って、予算要求時の金額を確定させるため、改定の際には前年の平成 30 年 1 月時点の評価額を使用したい旨を市から賃借人に協議したとのことであった。

都道府県地価調査は、適正な地価の形成を図ることを目的として、毎年 7 月 1 日時点における標準価格を判定するものである。適正な地価の変動実態を適切に地代に反

映させるためには、できる限り直近の評価額を用いて、地代を改定する必要がある。

第1回、第2回の地代の改定では、本件借地契約のとおり、当年1月時点の評価額を用いており、平成31年度の予算要求時期も特別に早まったものではなく、第3回の地代の改定でも、地代の改定に関する覚書（その3）により評価額の時点修正を行う必要性が乏しかった。今後の地代の改定でも、適正な地価の変動実態を適切に反映させるため、できる限り直近の評価額を用いる必要がある。

なお、平成31年1月時点の評価額は207,000円であり、平成30年1月時点の評価額204,000円よりも3,000円高かった。この評価額を用いて、第3回の地代の改定で本件借地契約のとおり年額改定地代を算定すると表58のとおり、年額改定地代は20,983,676円となり、年額で308,886円増加する算定結果であった。

#### 〔措置の内容〕

第4回の地代改定（対象期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日の3年間）に当たっては、できる限り直近となる令和4年1月時点の評価額を用いるよう改め、地代の改定に関する覚書を締結しました。

■算定式： $P_t = P_r \times (W_t / W_r)$

・（ $4 \leq t \leq 14$ 、3年度ごと）

（改定率： $W_t / W_r$ ）

$P_r (= P_{t-3})$ ：前回改定時の地代額

$P_t$ ：土地の評価額に基づく改定後の令和[t]年4月から翌年3月の地代額

$W_t$ ：左記に示す指標の令和[t]年1月の評価額

$W_r$ ：左記に示す指標の前回改定時の算定式における評価額

■年額改定地代

＝ 改定前地代 × （評価額（令和4年1月時点）／評価額（平成30年1月時点））

＝ 20,674,790円 × （215,000円／204,000円）

≒ 20,674,790円 × 1.053

≒ 21,770,553円

## Ⅱ 臨海部国際戦略本部 Ⅱ－2 歳出 1. ナノ医療イノベーション推進事業

### 【意見43】センター立ち上げ期間終了後における財務面での自立化等について

#### 〔意見の要旨〕

ア．共用スペース等に係る維持管理負担額の推移等

ナノ医療イノベーションセンターの立ち上げ期間における共用スペース等に係る維持管理費の一部負担の期間は令和3年度末（令和4年3月31日）をもって終了する。平成27年度のナノ医療イノベーションセンター開設時から令和2年度までの期間において890,000千円の負担を行っており、令和2年度の負担額は50,000千円である。また、最終年度である令和3年度において予定されている10,000千円（予算額）の負担を行うことにより、協定書に定める上限額である総額9億円を支援することになる。

イ．ナノ医療イノベーションセンター運営事業に係る収支の状況



ナノ医療イノベーションセンターの運営は産業振興財団により行われており、その収支の状況については、産業振興財団における公益目的事業の一つ（ナノ医療イノベーションセンター運営事業）として公表されている。

平成 27 年度以降におけるナノ医療イノベーションセンター運営事業収支計算書に基づく収支状況は表 60 のとおりであり、令和 2 年度においては、事業活動収支差額 194,819 千円、次年度繰越収支差額 138,076 千円となっている。また、表 60 における「その他収入」（事業活動収入のうち市からの負担金を除く収入）には、科学研究費補助金等の国庫補助金収入と国立研究開発法人科学技術振興機構からの研究受託事業収入等が含まれており、年度による増減はあるものの、令和 2 年度においては 805,399 千円を獲得している。

#### ウ．ナノ医療イノベーションセンター運営事業に係る収支の状況

令和 2 年度におけるナノ医療イノベーションセンター運営事業の収支は 76,661 千円の黒字であるが、これは市からの共用設備室等負担金収入 50,000 千円を含むとともに、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金として市から産業振興財団に貸し付けた 1,000,000 千円に係る元金返済の据え置きやナノ医療イノベーションセンター整備用地の貸付料の無償化といった立ち上げ期間における支援策の結果である。

令和 3 年度は立ち上げ期間の最終年度であるが、共用スペース等に係る維持管理負担額、科学研究費補助金等の国庫補助金収入及び国立研究開発法人科学技術振興機構からの研究受託事業収入の減少等もあり、産業振興財団のナノ医療イノベーションセンター運営事業資金収支予算書においては、事業活動収支差額で 31,982 千円、当期収支差額で 67,172 千円の赤字となり、次期繰越収支差額は 67,399 千円に減少することが想定されている。

ア～ウで示したとおり、立ち上げ期間の最終年度となる令和 3 年度においては当期収支差額の赤字が想定されている状況であるが、令和 4 年度以降においては、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金に係る貸付金の元金返済（年額 43,400 千円）が始まるとともに、現在、無償とされているナノ医療イノベーションセンター整備用地の貸付料の支払いも生じることとなっている。

ナノ医療イノベーション推進事業は長期的な視点に立った事業であり、短期的な収支状況のみをもって、その事業全体の適否を判断することは適切ではないが、少なくとも協定書において想定した立ち上げ期間が終了した時点における収支状況等を総括したうえで、将来的なナノ医療イノベーションセンター運営事業の財務的な自立の道筋や、それまでの期間における市の支援の要否等について、改めて検討し明確にする必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 3 年度当初予算では、事業活動収支差額で 31,982 千円、当期収支差額で 67,172 千円の赤字となり、次期繰越収支差額が 67,399 千円に減少する見込みでしたが、科学研究費補助金をはじめ当初想定していた以上の研究費等を獲得したことにより、令和 3 年度決算額としては事業活動収支差額は 34,619 千円の黒字となり、当期収支差額は 3,486 千円の赤字に抑えることができました。その結果、立ち上げ期間終了時点にお

いて 134,589 千円の次期繰越収支差額を確保することができました。

また、ナノ医療イノベーションセンターは、拠点形成の核となる施設としての共同研究による企業集積、市民の健康・福祉の向上への貢献、新産業の創出及びキングスカイフロントの更なる発展に取り組むなど、本市の事務事業と同程度の極めて公益性の高い研究所であることから、整備用地の貸付料については、令和 4 年 3 月 28 日付けで「ナノ医療イノベーションセンターの運営等に関する基本協定書」を締結し、令和 4 年 4 月 1 日から令和 34 年 3 月 31 日までを貸付期間として、川崎市財産条例第 6 条第 1 項第 3 号に基づく無償貸付を実施しています。

さらに、令和 4 年度からは、高水準の入居率に加え、高付加価値なサービスを提供する研究所として入居負担金の増額改定を実施し、自立的な施設管理を実施しているため、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金に係る貸付金の元金返済（年額 43,400 千円）については、予定通り開始しています。

以上のことにより、立ち上げ期間が終了した令和 3 年度末をもって、ナノ医療イノベーションセンター運営事業の財務的な自立を達成したため、令和 4 年度以降は施設管理に関する市の支援は不要となりました。

## Ⅱ 臨海部国際戦略本部 Ⅱ－2 歳出 1. ナノ医療イノベーション推進事業

### 【意見 44】次期協定における KPI の設定について

#### 〔意見の要旨〕

ア．現在設定している KGI 及び KPI

「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する基本協定書」（平成 31 年 3 月 29 日）においては、事業の進捗・有効性の確認を行うため、KGI（研究支援事業に係る直接目標）及び KPI（成果指標）を設定し、毎年度終了時に検証を行うこととされている。

協定期間は平成 34（令和 4）年 3 月 31 日までとされており、平成 31 年度から令和 3 年度までの 3 年間が対象期間に含まれる。現在、設定されている KGI 及び KPI は以下のとおりであり、令和 2 年度においては、いずれの指標も目標を達成している。

イ．次期協定における KPI の設定について

「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する基本協定書」の協定期間は令和 4 年 3 月 31 日までとされている。所管部署としては、事業を継続するものとして、令和 4 年度以降を期間とする新たな協定を締結することを検討している。

令和 2 年度の実績においては設定した KPI に係る目標を達成しているが、新たな協定が始まる令和 4 年度においては、現在設定している KGI の目標到達時点の一つである 2028（令和 10）年度が、その 6 年後に近づくこととなる。

仮に次期協定期間を現在の協定と同様に、協定期間として概ね 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度）を想定した場合、特に医薬品の開発においては、一般的に、臨床試験から厚生労働省の承認申請及び審査を経るまでに相当程度の期間を要することが想定されることから、KGI の一つである「2028（令和 10）年度において、iCONM

発の革新的な医薬品、診断機器等が上市」することを達成するためには、次期協定期間中には、上市に向けたより具体的な段階に至っていることが必要と考えられる。

次期協定において設定する KPI には、上市が具体化している状況を示す指標を設定する等、医薬品等の開発段階に応じた進捗状況等を反映する指標を設定するよう検討を進める必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 4 年 3 月 31 日付で締結した「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する協定書」により、KGI（研究支援事業に係る直接目標）及び KPI（成果目標）を設定し、毎年度終了時に検証を行うこととしており、上記協定書に基づき、令和 4 年 4 月 1 日付で締結した「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する年度協定書」により KGI 及び KPI を設定しました。ここで設定した KPI において、上市に向けたより具体的な段階を計る指標として新たに、事業化に向けた企業との契約件数を示す「ライセンス実施件数」を追加しています。

## Ⅱ 臨海部国際戦略本部 Ⅱ－2 歳出 1. ナノ医療イノベーション推進事業

### 【意見 45】本事業が市にもたらす効果・貢献等の公表について

#### 〔意見の要旨〕

ナノ医療イノベーション推進事業自体は、市として意義のある事業であるが、長期にわたるものであり、令和 2 年度までに、立ち上げ期間における共用スペース等に係る維持管理負担額及びナノ医療イノベーションセンター研究促進事業負担金により総額 1,100,000 千円の公的資金が投入されるとともに、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金貸付に係る元金据置や整備用地の無償貸付といった支援も行われている。

このため、現在の KGI 及び KPI を用いた毎年度の事業実績の進捗等に係る検証結果を公表するだけではなく、KGI に掲げる 2028（令和 10）年度や 2045（令和 27）年度の時点において、目標とする KGI が達成されることにより、これまでの資金拠出に対する成果として、どのような効果・貢献等を市にもたらすことを想定しているのか、併せて公表することを検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

KGI 及び KPI を用いた事業実績の進捗等に係る毎年度の検証結果については、令和 5 年度から、前年度の内容をナノ医療イノベーションセンターのホームページ上に公表していきます。

また、KGI に掲げる 2028（令和 10）年度や 2045（令和 27）年度の時点において、目標とする KGI が達成されることにより、これまでの資金拠出に対する成果として、どのような効果・貢献等を市にもたらすことを想定しているのかについては、令和 4 年 10 月に同センターのホームページ上に公表しました。

## Ⅱ 臨海部国際戦略本部 Ⅱ－2 歳出 2. 国際戦略拠点活性化推進事業

### 【意見 46】クラスターの自走化に向けた段階的な目標等の設定について

#### 〔意見の要旨〕

#### ア. キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営体制

キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営に係る市の考え方は、クラスター化推進機能とエリアマネジメント機能を両輪として行うこととしているが、令和2年3月25日付けにて産業振興財団と「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営等に関する基本協定書」を締結し、令和2年度から、クラスター化推進機能については産業振興財団が中心となつて行う体制としている。

これを受けて、産業振興財団は大手製薬企業の経験者等をオーガナイザー/クラスター運営プロデューサー等として招聘する等し、令和2年4月に殿町キングスカイフロントクラスター事業部を新設している。なお、令和2年10月1日時点における殿町キングスカイフロントクラスター事業部の体制は、オーガナイザー1名、イノベーションプロデューサー2名、イノベーションマネージャー2名、イノベーションコーディネーター1名、事務ライン6名（内、市出向者1名）の計12名である。

#### イ. 川崎市産業振興財団クラスター運営事業補助金の概要

市は、「ア. キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営体制」に記載したクラスター運営体制に係る運営費を補助するため、「川崎市産業振興財団クラスター運営事業補助金交付要綱」を策定し、「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営等に関する基本協定書」第5条各号に定められた事項を補助対象とした補助金を交付している。令和2年度における補助金額は72,573千円である。

#### ウ. クラスターの自走化に向けた段階的な目標等の設定について

本クラスター運営の目標は、「キングスカイフロントにイノベーション・エコシステムを形成し、世界最高水準のクラスター」とすることであり、そのために、産業振興財団を中心としたクラスター運営体制を構築したうえで、市と連携・協働し、国の諸制度の成果を活かして世界最高水準のクラスターとなるべく研究・事業活動の活性化を図るとともに、活動を補充・拡充するための国支援プログラムの採択を目指している。また、国支援プログラムの採択後は、クラスター運営体制の更なる強化や研究・事業活動の拡大・追加を行い、クラスターとしての自走を段階的に目指すものとしている。

一方、令和2年度においては、国所管の助成プログラム等3件に提案申請を行ったが、結果として不採択であった。所管部署としては、令和3年度以降も、キングスカイフロントのクラスター化を加速させるため、市と産業振興財団とが連携しながら、新たな国支援プログラムの早期の獲得を目指すとしている。

令和2年度に新しいクラスター運営体制が構築されたばかりであり、当該年度の国支援プログラム採択の有無で当該運営体制を評価することは適当ではないが、今後、段階的にでもクラスターの自走化を目指していく中において想定する自走化時期等を踏まえて、段階的な目標等の設定を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

国が掲げる「創業環境の強化」や「バイオ分野での国際競争力強化」に係る戦略に参画し、スタートアップ創出に向けた取組を推進するため、令和2年度に、国の研究

開発型ベンチャー創出・成長に向けた支援制度である「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」に本市も参画している「東京コンソーシアム」が指定されており、また、令和４年度には国のバイオ分野に特化した事業化支援・産学連携支援施策である「バイオ戦略 グローバルバイオコミュニティ」に本市も参画している「Greater Tokyo Biocommunity」エリアが選定されており、国との連携を深めております。

また、キングスカイフロントでは令和４年度から、インキュベート支援の取組を強化し、産業振興財団によるシェアオフィスの整備等も行っており、イノベーション・エコシステムを形成するため、イノベーション創出の種（シーズ）となる新技術を有するスタートアップの呼び込みと集積を推進しております。

今後、国や関係機関との関係強化に努め、キングスカイフロントのクラスター運営において活用可能な国の補助制度等について調査・検討してまいります。

## Ⅱ 臨海部国際戦略本部 Ⅱ－２ 歳出 ２. 国際戦略拠点活性化推進事業

### 【意見 47】 早期の実走に向けた検討について

#### 〔意見の要旨〕

臨海部の通勤環境向上に向け、公共交通機関を補完する機能である企業送迎バスについて、令和２年度においては、大師線沿線各駅を発着する企業送迎バスの利活用に関する検討業務を委託している。

その中で企業送迎バスの試走を実施しており、結果、以下のような利用状況であった。

試走に際しては一定の利用があったものの、企業送迎バス試走後において、利用があった企業に対してヒアリングを行った結果、その後の本格運行に参加の意向を示した企業数では、バス２台による１０分間隔の運行（本格運行）に要する費用を賄えないため、運行頻度等を限定し、小規模に運行するスモールスタート（バス１台による１５分間隔の運行）に向け、運行スキームの調整を進めることとした。

当初、令和３年度に事業を開始（実走）することを想定していたが、その後、スモールスタートに賛同した企業に対して、改めて利用時間及び負担額等についてヒアリングを行った結果、実走に向けた各社の負担額が運行経費と折り合わなかったため、監査時点の令和３年１０月においては実現に至っていない。

事業の実現（実走）のためには、需要面のみならず採算が維持できることが必須の要件である。令和３年度中には多摩川スカイブリッジの供用開始が予定されていることもあり、運行経路や頻度等を見直し、より多くの企業が参加し、採算が維持できる運行スキームとするよう検討を進める必要がある。

#### 〔措置の内容〕

企業送迎バスのスモールスタートに向け、以前より運行に賛同している企業と当該地域に新たに進出してきた企業を加えた９社で、循環バス運行に向けた準備会（以後、準備会という。）を発足し、準備会と本市とで循環バスの運行スキームの検討を進めてまいりました。

そうした検討と並行し、令和４年３月に多摩川スカイブリッジが開通することを受

け、キングスカイフロントを經由する新規路線バスの運行に向けてバス運営会社と協議を行っておりました。その結果、同年4月1日から、キングスカイフロントと多摩川スカイブリッジを經由する大師橋駅及び浮島バスターミナルと大田区の天空橋駅をつなぐ新たな路線バスが運行されることになりました。

これにより、キングスカイフロントの立地企業にとって通勤手段が増え、準備会として総合的に判断した結果、循環バスの代わりに、今後は路線バスを活用した通勤環境の改善を進めていくことになりました。

## Ⅱ 臨海部国際戦略本部 Ⅱ－2 歳出 3. 水素戦略推進事業

### 【意見 48】カーボンニュートラル社会実現に向けたロードマップの明確化について

#### 〔意見の要旨〕

川崎水素戦略においては、「水素サプライチェーン構築モデル」や「鉄道駅におけるCO2フリー水素活用モデル事業」等の水素・燃料電池に関するリーディングプロジェクトを創出し、国や関係地方公共団体・企業等といった多様な主体と連携して推進している。また、川崎水素戦略の推進にあたっては、短期と中長期との2つのステップに分けて取組を推進することとしており、以下のように各段階を位置付けている。

第1ステップに相当する令和2年度までの期間においては、川崎水素戦略のリーディングプロジェクトとして位置付ける「水素サプライチェーン構築モデル」の一環として、ブルネイ・ダルサラーム国の水素化プラントと川崎の脱水素プラントを用いて、ブルネイ・ダルサラーム国の天然ガスから水素を製造しメチルシクロヘキサン（MCH）として海上輸送し、日本で水素を取り出しガス火力発電の燃料として利用するという国際的な水素サプライチェーンの構築に向けた実証事業が行われる等、目標に向けて一定の進捗が見られるところである。

また、世界的な脱炭素化の潮流の中、日本政府が発表した「2050年カーボンニュートラル宣言」では、2050年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とするとともに、脱炭素を成長の機会として捉え、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、グリーン産業の成長に向けた取組を加速している。

このような状況を踏まえ、市においては、2050年のカーボンニュートラル社会実現に向け、臨海部全域をカーボンニュートラル化しながら産業競争力を強化するため、これからの川崎臨海部のあるべき姿とその実現に向けた取組の方向性を立地企業と共有する「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の策定に向けて動き出している。

カーボンニュートラル社会実現に向けては、水素以外のカーボンニュートラルに関する取組とともに、川崎水素戦略に掲げる取組を強化・発展させることも必要なものといえる。

今後、平成27年に策定された川崎水素戦略において中長期的な第2ステップとして位置付けられる期間に入っていくことになるが、第1ステップの総括とともに、「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」策定等の新たな状況の変化等も踏まえ、2050年のカーボンニュートラル社会実現に向けて、今後、川崎水素戦略の取組をどの

ように強化・発展させていくのか、ロードマップを示すことを検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 4 年 3 月に、川崎カーボンニュートラルコンビナート構想を策定し、水素をカーボンニュートラルに向けたキーテクノロジーとして、コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた取組を一体的に推進しながら、水素エネルギーの産業化を加速するため、川崎水素戦略を改定するとともに構想に統合し、構想内の戦略として位置付けました。

ロードマップを示すことについても検討し、構想の中で位置付けた改定後の川崎水素戦略の「2050 年までの行程」において、これまでの川崎水素戦略に記載した取組よりも具体的な取組を「～2030 年」と「2030 年～2050 年」に分けて記載しました。

## Ⅱ 臨海部国際戦略本部 Ⅱ－2 歳出 4. 臨海部活性化推進事業

### 【意見 49】大学生や大学院生向けのブランディング手法の検討について

#### 〔意見の要旨〕

ア. 学校と企業のニーズをマッチングした新たなモデル事業創出業務委託

令和 2 年度において、学校と企業のニーズをマッチングした新たなモデル事業創出業務委託（以下、「モデル事業創出業務委託」という。）により、高校生向けのモデル事業の企画立案を行っている。

イ. 大学生や大学院生向けのブランディング手法の検討について

令和 3 年度においては、臨海部の企業と市内の高校が連携して行う新たな取組として「川崎臨海部しごとスタイルプログラム」を実施している。これは、川崎市立川崎総合科学高等学校 1 年生を対象とし、臨海部に立地する企業情報のインプットから、実際に企業活動を体験し、学んだ成果を発表などによりアウトプットするまでの一連の行程を、年間を通して行うものである。

本件は高校生に対する川崎臨海部のイメージアップを促進する目的を有したものであるが、同様に、理科系の大学生や大学院生に対して、川崎臨海部のイメージを向上させる取組も、当該地域の活性化や新たな産業集積を促進するうえで有用なものであると考える。

高校生向けのモデル事業の結果も踏まえつつ、並行して、大学生や大学院生向けのブランディング手法についても検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

大学・大学院の中でも学問領域としての看護学に着目し、4 年制として令和 4 年 4 月に新規開学した川崎市立看護大学と連携した取組について検討を進めています。

人間のトータルケアについて理論・実践の両面から探求する看護学は医療・ライフサイエンス分野との親和性が高く、市立の看護大学とライフサイエンスのトップランナーが集積するキングスカイフロント、その両者が揃う川崎市ならではの大きな特色となる可能性を秘めていると考えています。

川崎市立看護大学とキングスカイフロントが連携することで、高度な専門知識の習得や新たな研究など本市の地域包括ケアシステムを支える次世代の看護人材の育成支援に繋げることを考えており、大学事務局との意見交換や、教職員によるキングスカ

イフフロント見学など事業の芽を育てる取組を始めています。これらの取組を通じ、川崎臨海部の中長期的なイメージ向上、ブランディングに繋げていきます。

## Ⅱ 臨海部国際戦略本部 Ⅱ－２ 歳出 ５．戦略拠点形成推進事業

### 【意見 50】状況変化に応じた対応の早期化等について

#### 〔意見の要旨〕

##### ア．南渡田地区の概要

南渡田地区は大正時代に埋立土地造成事業が行われたエリアであり、現在は JFE スチール株式会社が土地を所有している。地区全体の面積は約 52ha であるが、JR 東日本鶴見線及び JR 貨物の浜川崎駅（貨物駅）により地区は南北に分断される形となっている。

このうち、北地区（約 9ha）については用途地域が工業地域に指定され、JFE グループの研究開発部門が所有している研究施設群及び研究開発支援機能を活用したサイエンスパークとなるなど、研究開発機能を中心とした土地利用がなされている。一方、南渡田運河に面した南地区（約 43ha）は工業専用地区に指定され、かつては製鉄工場として稼働していたが、現在では、製鉄等の中心となる製造機能は扇島等の沖合の土地に移転し、多くの工場建屋は残置されているものの、これらの建物については、研究施設や倉庫、鋼管製造工場等の用途に利用されている。

##### イ．基本的考え方の概要

南渡田地区は川崎市総合計画（平成 30 年 3 月改定）においては、臨空・臨海都市拠点に位置付けられるとともに、臨海部ビジョン（平成 30 年 3 月策定）においては、そのリーディングプロジェクトの一つである「新産業拠点形成プロジェクト」として位置付けている。これを受け、南渡田地区の拠点形成に向けて、拠点形成のコンセプト、拠点整備及び土地利用の方向性を整理し、令和 2 年 4 月に基本的考え方が取りまとめられている。

基本的考え方においては、4 つのコンセプトや地区ごとの土地利用の方向性が示されている。

また、拠点整備の実現に向けたスケジュールとしては、令和 4 年 3 月頃に拠点整備計画を策定し、その後、都市計画手続等に段階的な事業着手を行い、令和 10 年度までを目途に一部施設の供用開始を目指すものとしている。

##### ウ．状況変化に応じた拠点形成の具体化について

JFE スチール株式会社からは、令和 5 年 9 月を目途に、同社東日本製鉄所京浜地区の上工程（製銑、製鋼）及び熱延設備を休止する旨が発表されており、これを受けて、市としても、JFE ホールディングス株式会社と市は協定を締結して、土地利用の推進に向け協力していくこととしている。

その後、令和 3 年 5 月に発表された、JFE スチール株式会社の親会社である JFE ホールディングス株式会社の第 7 次中期経営計画において、東日本製鉄所京浜地区の構造改革後の用地の活用については、川崎市を始めとする行政と協働で検討を進めており、「土地売却」、「土地賃貸」及び「事業利用」の選択と組合せを検討し経済性の最大化を図るとともに、地域・社会の持続的発展に貢献する形での土地利用転



換を推進する旨が示されている。特に南渡田地区については、先行して大規模土地利用転換の先鞭とするとともに、扇島地区については、令和 5 年度には整備方針を公表し、令和 12 年度までには一部土地の供用を開始できるよう精力的に取り組む旨が示されている。

市においても、これまでも南渡田地区拠点形成に向けて JFE スチール株式会社等とも協議を進めてきたところであるが、JFE 側の意向が明確になったことで、土地利用転換策を具体化する段階に入ったものといえる。特に、扇島地区においても令和 5 年度に整備方針を公表する旨が示されており、その先鞭となる南渡田地区に関しては、早急に具体化を進めてくることが推測されるとともに、扇島地区の土地利用転換の先行事例としての意義も大きい。

南渡田地区は JFE スチール株式会社が所有していることから、その土地利用転換の態様等は同社の経営判断によるものであるが、市としては、川崎市総合計画、臨海部ビジョン及び基本的考え方等においてこれまで示してきた拠点形成の考え方をいかに反映できるかが重要となる。南渡田地区については、令和 3 年度末までに拠点整備計画を策定するとしているが、早急な具体化の中で、改めて、市のまちづくりの観点から求めるべき事項を整理しつつ、JFE 側との協議を適宜進め、状況変化に応じた拠点形成の具体化を図る必要がある。

#### 〔措置の内容〕

南渡田地区については、川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成を目指し、基本的考え方を踏まえ、既存産業と親和性の高い素材産業の研究開発機能の集積を中心に、複合的な土地利用を推進することとし、その方向性を JFE ホールディングス株式会社と確認しながら、令和 4 年 4 月に南渡田地区拠点整備基本計画（案）として拠点形成のコンセプトや土地利用方針、基盤整備の方向性等を一体的に取りまとめ、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、令和 4 年 8 月に基本計画を策定いたしました。

現在、令和 9 年度の一部供用開始を目指し、JFE ホールディングス株式会社と事業実施主体の決定に向けた協議を行っており、決定後は、基盤及び施設建築物等の整備内容や関係者間の役割分担を整理した事業計画概要を取りまとめるとともに、今後、コンセプトの具現化や企業誘致の実現に向け、市が中心となって協議体を組成し、関係者と拠点形成の方向性を確認するなど、事業推進の取組を着実に推進してまいります。